

四日市大学

自己点検・評価報告書

2022. 3



四日市大学 自己点検・評価委員会

刊行にあたって

四日市大学の母体である学校法人暁学園は、第二次世界大戦後間もない昭和 21 年、「文化国家の建設は時代を担う国民教育の振興にあり」という信念を基にして、暁幼稚園、暁女子専門学校（後の四日市大学短期大学部）、暁小学校、暁中学校、暁高等学校を、「人間たれ」という建学の精神の下に、次々と設立し、昭和 63 年、「この地に高等教育機関を」と願う四日市市の要請を受け、公私協力型大学の先駆的存在として四日市大学を開学した。経済学部単科大学として開学した四日市大学は、その後、環境情報学部、総合政策学部を開設し、四日市看護医療大学とともに、現在までに暁学園として約 7 万人、四日市大学として約 1 万人の卒業生を送り出し、三重県北勢地域における幼稚園から大学までを有する総合学園として、確固たる地位を占めるに至った。

とはいえ、2005 年を頂点とする人口減少と少子化、そして近年のコロナ禍による働き方と生き方への大きな影響により、高等教育機関たる地方所在の大学の教育目標も大きく見直さざるを得ず、「人間たれ」という建学の精神を改めて捉えなおし、地方創生の国家戦略の下での地方大学の役割とそれを体現するカリキュラム改革に着手していかなければならない。

本学は、全国の大学のなかでも、先駆的に自己点検・評価に取り組んできた。平成 6 年 6 月、「四日市大学の概要 '93 自己点検・評価報告書」を創刊して以後、ほぼ 4 年ごとに本報告を行い、今回の「'22 自己点検・評価報告書」は、中間報告を含めれば通巻 13 冊目となる。これまでの蓄積に新たな一冊を加え、本報告が、本格的な人口減少社会のなかで、もはやこの社会のことしか知らない新入生のために、第二の創業ともいうべき、カリキュラム改革をはじめとした、大学運営の各場面で活用されることを切望するものである。

今回の自己点検・評価報告書を刊行するにあたって、多大な時間と労力を費やした自己点検・評価委員会委員、各種委員会及び事務局の各部署の方々のご努力に対して、深く感謝の意を表したい。

令和 4 年 3 月

四日市大学自己点検・評価委員会
委員長 岩崎 恭典

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	41
基準 5. 経営・管理と財務	50
基準 6. 内部質保証	61
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	67
基準 A. 社会連携	67
V. 法令等の遵守状況一覧	76

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四日市大学の建学の精神

四日市大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の建学の精神のもと、昭和 63（1988）年 4 月に開学した。

本学の経営母体である暁学園は、第 2 次世界大戦終結直後、民主主義国家として新しくスタートした激動の社会事情を受けて『・・・真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。・・・』との信念のもとに、『今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日暁学園設立の趣意書抜粋）がため、実業家宗村佐信と当時の四日市市長 吉田勝太郎氏らにより、昭和 21（1946）年に財団法人暁学園として、暁女子専門学校（元・暁学園短期大学、のちに四日市大学短期大学部）及び県下初の私立幼稚園たる暁幼稚園を四日市市に設立したことに始まる。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が総合学園としての体制（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学）をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制定委員会」（暁学園短期大学初代学長 五嶋孝吉委員長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。

これについて制定当時の五嶋孝吉学長（前出）は次のように述べている。『「人間たれ」というわが暁学園の綱領は、・・・その意味するところは、広く深いが、『愛は最高なり』ということと相通ずるものである。抜群の才能を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。』

このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

2. 四日市大学の基本理念

本学は、かねてから 4 年制大学の設置を熱望してきた四日市市と永年四日市市にあつて地元の私学教育に携わってきた暁学園（昭和 21（1946）年設立）との公私協力方式によって設置された。従って、四日市大学の存立における基本的な理念は、四日市市との周到なる開学準備の中で形成されたものであり、「四日市大学設置認可申請書」（昭和 61（1986）年 7 月）の「設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」の中に「本学園における大学構想の実現」として示されている。それは次のとおりである。

(7) 地域社会の要請に応え得る開かれた大学

産業界及び自治体と教育・研究において密接な協力体制を構築し、地域に開かれた大学として運営に力点を置く。そのために、共同研究会、公開講座及び研修会、産業界・自治

体における企業内・自治体内教育・研修への協力、産業界及び自治体からの非常勤講師の招聘並びに研修生・聴講生の受け入れ、大学施設の開放等を行う。

(i) 国際性の重視

海外諸地域の社会・経済事情や、固有の文化、価値観の相違等についての深い理解と認識を持つ人材を育成し、かつ、学術・研究の国際的交流を展開する。また、外国人との交流の場を積極的につくることによって国際人の育成を図る。このために、外国大学との教授・学生の交換、海外からの帰国子女及び外国人学生の受け入れについても十分配慮する。

(ii) 一貫教育の完成

現在、本学園では、幼稚園から短期大学までの一貫教育が行われているが、さらに4年制大学が設置されれば、大学までの男女共学の一貫教育が成立することとなり、ここに初めて真にゆとりある学校教育の理想が実現すると考える。特に暁学園短期大学との連携を密にして、双方の活性化を図る。(※暁学園短期大学は、四日市大学短期大学部に名称変更後、四日市大学へと発展的解消し、平成14(2002)年3月閉学した。)

この3つの基本理念は、開学当初に示された四日市大学の大学像であり、これこそまさに本学における大学の基本理念を構成するものである。

3. 四日市大学の使命・目的（個性・特色）

本学は、建学の精神及び大学の基本理念を基盤とし、次の使命・目的をもつ。

(i) 地域の高等教育機関として、地域の振興・活性化に資する人材を育成する。

(ii) 地域の学術文化の中核として、地域の経済的・文化的発展に貢献する大学を目指す。

本学における大学としての個性・特色は、これら地域に密着した2つの使命・目的、すなわち「人材の育成」と「学術文化の中核」とを果たすことによって形づくられてくるものとする。

本学は、開学以来「世界を見つめ地域を考える四日市大学」を標語として使用しているが、これは本学の使命・目的を表現している言葉である。

しかしながら、大学開学以来、社会情勢の変化は目まぐるしく、特に、平成20(2008)年頃をピークとして、日本社会は、顕著な人口減少・超高齢社会に突入し、大学が立地する三重県北勢地域においては、人口流出を食い止める「ダム機能」、そして、超高齢社会を支える人材育成をも本学が果たすべきとする社会的要請が強まってきた。そこで、「世界を見つめ地域を考える」という本学の使命・目的は掲げつつも、平成26(2014)年に、文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC事業)※以下COC事業という」に採択されたことを契機として、これまで、「地域を創る」経済学部、「地域を護る」環境情報学部、「地域を育む」総合政策学部と、特徴づけてきた3学部体制を見直し、経済学部を総合政策学部統合して、「地域を護り、地域の情報循環を目指す」環境情報学部と、「地域を創り育む」総合政策学部の2学部体制へと移行した。

平成29(2017)年度からは、人口減少・超高齢社会に対応し得る「人材」を「地域を教室」に、「地域の人々を先生」として育成していくアクティブラーニングを積極的に取り入れたカリキュラムを実施し、地域の未来を動かす人材育成をイメージした「Act4U」

(四日市の未来を動かす新たなAction「ACT4U」。4U(フォー・ユー)は、四日市Universityの略称であると同時に for you= 公私協力型大学として地域と人の未来のために、これか

らも挑戦していく願いが込められている。) という標語を新たに標榜しており、さらに、この人材育成方針を学生にとってわかりやすくした新しいカリキュラムを令和 5 (2023) 年から実施すべく準備しているところである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

四日市大学の経営母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、地元の実業家宗村佐信によって創立され、令和 3 年 6 月 20 日で創立 75 周年を迎えた。「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと、聡明で心豊かな人材の育成に努力を重ね、幼稚園、小学校、中学校・高等学校（6 年制）、高等学校（3 年制）、大学（2 大学）及び大学院を擁する三重県唯一の総合学園として、この地域における私学教育の一翼を担い、微力ながら社会に貢献をしてきた。

本学は、昭和 63（1988）年に四日市市の強力なバックアップのもと、公私協力型大学であることを特色とし、経済学部（経済学科・経営学科）の単科大学として開学した。その後、平成 9（1997）年には環境情報学部（環境情報学科）、平成 13（2001）年には総合政策学部（総合政策学科）を設置した。平成 25（2013）年度には、経済学部経済学科及び経済学部経営学科を改組し、経済学部経済経営学科と改め、3 学部 3 学科体制とした。

しかし、近年の少子化、大学数の増加、及び受験生の都市集中化傾向など、社会環境の大きな変化に鑑み、学生の確保や経費節減等の対策に取り組むこととした折、平成 26（2014）年 7 月に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業＜大学 COC 事業＞」、平成 27（2015）年 6 月には経済産業省の「産学連携サービス経営人材育成事業」に採択されたため、これを機に社会情勢に即応したカリキュラム改革や学部改組等、大学を挙げて検討することとなった。

結果として本学の開学 30 周年となる平成 30（2018）年を前に、人材育成と研究蓄積の還元による地域貢献を引き続き推進していくため、開学以来、蓄積をしてきた経済学部の実績や資源等を生かしながら、経済学部を人材育成手法に特色を持つ総合政策学部（総合政策学科）への統合を行うとともに、環境情報学部（環境情報学科）を理系色を強めた学部とし、これにより 2 学部 2 学科体制に再編することとした。

本学の看板であり、地域に多くの人材を輩出してきた経済学部（経済経営学科）は学生募集を平成 29（2017）年度の入学者より停止した。

本学の沿革は次のとおりである。

四日市大学沿革

昭和 21(1946)年	3 月	財団法人暁学園(現在の学校法人暁学園)設立認可
25(1950)年	10 月	暁学園綱領（建学の精神）「人間たれ」の制定
60(1985)年	10 月	暁学園と四日市市との間に、「四日市大学設置に関する協定」締結
61(1986)年	4 月	四日市大学設立準備室設置
62(1987)年	12 月	四日市大学設置認可
63(1988)年	4 月	四日市大学開学、経済学部(経済学科・経営学科)開設 第 1 回入学式举行

	4 月	四日市大学運営協議会（座長：四日市市長）の設置
	7 月	大学広報誌「フレッシュメン」発行（のちに「学報」）
	11 月	カリフォルニア州立大学ロングビーチ校(米国 ロングビーチ市)と学術交流協定締結
平成元(1989)年	1 月	国際交流基金の設置
	2 月	四日市大学論集発行
	4 月	四日市地域経済研究所設置（四日市市と共同）
	5 月	南開大学（中国 天津市）と学術交流協定締結 四日市大学教育後援会の設置 四日市大学校章・ロゴの決定
	11 月	四日市大学公開講座開設、第 1 回大学祭開催
平成 2(1990)年	4 月	四日市大学学会の設置
平成 3(1991)年	3 月	四日市大学教育研究叢書発刊 第 1 回海外語学研修（ドレクセル大学・南開大学・フライブルク大学）
平成 4(1992)年	3 月	第 1 回卒業式挙行
	4 月	体育館竣工
	9 月	第 2 グラウンド完成
平成 5(1993)年	5 月	第 1 回経済学部カリキュラム改訂
	9 月	クラブハウス及びテニスコート完成
平成 6(1994)年	3 月	自己点検・評価報告書（第 1 巻）発行
平成 7(1995)年	1 月	学歌「光と風と」及び学旗の制定
	9 月	情報センター（図書館）竣工
平成 8(1996)年	8 月	三重 6 大学公開講座（のちに「みえアカデミックセミナー」）参加
平成 9(1997)年	4 月	環境情報学部（環境情報学科）設置
平成 13(2001)年	3 月	ISO14001 認証取得（平成 20(2008)年度から自主管理）
	4 月	総合政策学部（総合政策学科）設置 コラボレーションスクエア（四日市大学地域政策研究所・四日市大学コミュニティカレッジ）設置
	5 月	四日市大学出張講座開設 四日市大学産学同友会発足
	10 月	実験実習棟竣工
平成 14(2002)年	2 月	クィーンズランド大学（オーストラリア ブリスベン市）と学術交流協定締結
	12 月	北京大学（中国 北京市）と学術交流協定締結
平成 16(2004)年	4 月	環境情報学部（メディアコミュニケーション学科）設置
	11 月	クラブハウス B 棟完成
平成 17(2005)年	4 月	経済学部（現代ビジネス学科）設置

平成 18(2006)年	4 月	環境情報学部（社会環境デザイン学科）設置 イングリッシュサポートラウンジ（ESL）設立
平成 19(2007)年	4 月	四日市大学地域政策研究所を四日市地域政策機構（学校法人暁学園）へ改組
平成 20(2008)年	3 月	エコアジア大学（モンゴル ウランバートル市）と学術交流協定締結
	4 月	四日市大学開学 20 周年 経済学部（現代ビジネス学科）学生募集停止 環境情報学部（社会環境デザイン学科）学生募集停止
平成 21(2009)年	4 月	四日市大学研究機構設置 関孝和数学研究所（四日市大学研究機構）設置
	10 月	サスティナビリティ研究所（四日市大学研究機構）設置 公共政策研究所（四日市大学研究機構）設置
平成 23(2011)年	3 月	(財)日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」と認定
	4 月	環境情報学部（メディアコミュニケーション学科）学生募集停止
平成 24(2012)年	4 月	四日市大学開学 25 周年
	11 月	第 2 テニスコート完成
平成 25(2013)年	4 月	経済学部（経済学科及び経営学科）学生募集停止 経済学部（経済経営学科）設置 社会連携センター設置
	7 月	第 1 グラウンド天然芝化
平成 26(2014)年	7 月	文部科学省「地(知)の拠点整備事業＜COC＞事業」に採択
	9 月	生物学研究所（四日市大学研究機構）設置
	10 月	環境技術研究所（四日市大学研究機構）設置
	11 月	トルコ・チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学 （トルコ チャナッカレ市）と学術交流協定締結
平成 27(2015)年	6 月	経済産業省「産学連携サービス経営人材育成事業」に採択
	10 月	文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択
平成 28(2016)年	2 月	第 2 実験・実習室開設
平成 29(2017)年	4 月	経済学部（経済経営学科）学生募集停止
平成 30(2018)年	4 月	四日市大学開学 30 周年
	7 月	地域農業研究所（四日市大学研究機構）設置
令和元(2019)年	9 月	新学習施設であるラーニングコモンズ、CSC多目的室、アドミッションセンターを順次開設
	12 月	文部科学省職業実践力育成プログラム（BP）認定
令和 3(2021)年	5 月	第 1 テニスコートリニューアル工事完成
	6 月	暁学園創立 75 周年

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 四日市大学
- ・ **所在地** 三重県四日市市萱生町 1200 番地
- ・ **学部構成** 総合政策学部総合政策学科
環境情報学部環境情報学科
- ・ **学生数、教員数、職員数**（2021 年 5 月 1 日現在）

学生数

（単位：人）

学部	学科	入学定員	収容定員	4 年	3 年	2 年	1 年	合計
総合政策	総合政策	130	520	151	120	140	133	544
環境情報	環境情報	70	280	75	62	69	60	266
経済	経済経営	—	—	1	0	0	0	1
全学部総計		200	800	227	182	209	193	811

教員数

（単位：人）

学部	学科	専任教員					兼任 教員	合計
		教授	准教授	講師	助教	計		
総合政策	総合政策	13	7	0	0	20	19	39
環境情報	環境情報	8	7	0	2	17	13	30
経済	経済経営	1	0	0	0	1	1	2
合計		22	14	0	2	38	33	71

職員数

（単位：人）

	専任職員		パート	合計
	正職員	嘱託職員		
男	10	3	0	13
女	12	2	10	24
合計	22	5	10	37

Ⅲ. 基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

四日市大学の使命・目的及び教育目的は、経営母体である学校法人暁学園が掲げる「暁学園綱領(建学の精神)」及び四日市大学が開学にあたって「四日市大学設置認可申請書(昭和 61 (1986) 年 7 月 31 日)」に示した大学構想に基づく「大学の基本理念」を踏まえて明確になっている。

すなわち、「学校法人暁学園寄附行為」の第 3 条(目的)で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、また、「四日市大学学則」の第 1 条(目的)では、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

なお、これに基づき「四日市大学学則」第 2 条の 3 で「人材育成及び教育研究上の目的」を掲げているが、平成 29 (2017) 年度には、経済学部 of 学生募集停止に伴い、新しいカリキュラムが作成されたことに合わせて改定され、新たに大学全体の人材育成及び教育研究上の目的を設け、学部のそれと分けて定めている。

さらに毎年度、学生に配布している各学部の履修要綱のなかでは、全学共通教育科目のねらいの中で、特に次のとおり示している。

「四日市大学は、建学の精神である『人間たれ』という理念に基づき、『世界を見つめ地域を考える』を教育目標としながら、地域貢献型大学として『地域の要請する人材育成』と『地域の学術文化の拠点としての地域社会への貢献』をその大きな柱として教育活動を進めています。そのなかで、主に 3 年次以後に学部ごとに進められる専門教育に向かって、1・2 年次ではその基礎となる学士力の養成をめざした全学共通教育科目を学修します。」

平成 29 (2017) 年度からは、学長担当科目として、全学共通教育科目に「人間たれ」を必修科目として開設し、建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的を教授している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項で掲げたように、本学の掲げる使命・目的及び教育目的は、「学校法人暁学園寄附行為」、「四日市大学学則」、各学部の履修要綱において、その意味・内容が具体的かつ簡潔な文章で明確に示されている。本学の代表的な標語である「世界を見つめ地域を考える」、また、令和 2（2020）年度から使用している「Act4U」は、本学がめざす地域貢献型大学としての姿である「地域の要請する人材育成」と「地域の学術文化の拠点としての地域社会への貢献」を端的に表した言葉であるといえることができる。

1-1-③ 個性・特色の明示

「世界を見つめ地域を考える」が個性・特色の明示という観点からは、いささか具体性に欠けるとの反省から、地域貢献型大学の個性・特色をよりはっきりさせるために、学生にも意見を聴取しながら、「Act4U」を標語として用いることとし、令和 2（2020）年 4 月から近鉄四日市駅前でのデジタルサイネージや桑名駅の看板掲出などでアピールを重ねてきた。さらには、教職員の名刺への刷り込みや大学構内にも「Act4U」のポスターを掲出するなど、在学生の帰属意識を高め、地域貢献への意欲向上を狙いとする広報戦略を進めてきた。

1-1-④ 変化への対応

平成 26（2014）年に、文部科学省の「COC 事業」に取り組んだことを契機に、人口減少・少子高齢化社会のなかで生きていくことのできる人間を育てるとの観点から、アクティブラーニングを取り入れたカリキュラムに改善し、さらに、令和 5（2023）年から実施予定の新しいカリキュラムでは、これまでのカリキュラムの延長線上に、DX や SDGs にも対応できる人間を育てることを目標として検討している。

【エビデンス集】

- 【資料 1-1-1】 四日市大学設置認可申請書（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2.(2)本学園における大学構想の実現）
- 【資料 1-1-2】 学校法人暁学園寄附行為第 3 条
- 【資料 1-1-3】 四日市大学学則第 1 条、第 2 条の 3
- 【資料 1-1-4】 2021 年度各学部履修要綱（カリキュラム全学共通教育科目）
- 【資料 1-1-5】 2021 年度総合政策学部・環境情報学部シラバス（講義要綱）（授業科目「人間たれ」）

【自己評価】

学校法人暁学園及び四日市大学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、学園綱領（建学の精神）に基づいている。また、それらは明確かつ簡潔に文章化され示されており、具体的に教育課程の中でどのように位置付けられているのかも示され、さらに学長による講義としても行われており評価できる。また、この 2 年間に、今後の時代の変化に応じて大学が養成していくべき人間像、そして、大学の個性・特色を端的に表したキャッチコピーも作られており、時代の変化に対応したカリキュラム改

編と相まって、大学としての使命・目的等は十分果たしていると評価する。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神・基本理念・使命・目的及び教育目的を、表面的・形式的な存在に留めることなく、平成 29（2017）年度からは、全学共通の必修科目に学長による「人間たれ」の授業を開設するなど、その理解を広め、より明確化する努力を進めている。本学は平成 30（2018）年に開学 30 周年を迎えたが、今後も建学の精神、基本理念、目的及び教育目標を具現化する中で、持続的・発展的にそのあり方の検討を継続させることとしている。

ただ、「Act4U」については、使用開始が令和 2（2020）年のコロナ禍と重なり Act が制限され、効果を定量的に量るには至っていないため、その効果を見極めつつさらなるユニバーシティ・アイデンティティの確立策が求められるところである。

また、創立 75 周年を迎えた暁学園としては、幼稚園から大学に至る一貫教育を実現しうる資源を持つだけに、若者の地域定着を通じて地域の人口減少を少しでも食い止めるダム機能を果たすための総合学園としての一貫教育の検討が必要である。これは、大学のみならず暁学園に地域社会から寄せられる期待に応えることであり、かつ大学創立時に掲げられた基本理念の中で、唯一未達成の事項であることを強調しておかなければならない。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学校教育法の第 83 条で、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定しており、同条の第 2 項では、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その結果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定している。さらに、大学設置基準の第 2 条では、「大学は、学部、学科、または課程ごとに、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定されている。四日市大学学則の第 1 条（目的）にて、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会

の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

「使命・目的及び教育目的」を明記している学則は役員・教職員の関与・参画の上、策定されたものである。これらは評議員会及び理事会に諮られ、理事長以下全役員の理解と支持を得た上で制定しているものである。

教職員については、FD や SD の取り組みの中で大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めている。また、暁学園中期経営計画に基づく四日市大学 5 年計画を策定し、PDCA サイクルを活用する中でも理解を深めている。

【自己評価】

「使命・目的及び教育目的」の策定等に役員、教職員が関与・参画していく中で、役員・教職員がより深い理解と支持を得ているものと評価する。

1-2-② 学内外への周知

大学の「使命・目的及び教育目的」は、「四日市大学学則」「四日市大学学生便覧」「四日市大学ホームページ」などに明示されており、教職員だけではなく、学生、保護者、受験生、関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に建学の精神（学園綱領）、基本理念、使命・目的、教育理念を記載し、入学時のオリエンテーションをはじめとして、一年次の必修授業「人間たれ」を通じて、使命・目的や教育目的について触れる機会を設け、その周知を図っている。また、保護者に対しては、教育後援会役員会並びに保護者懇談会時に学長から説明し、周知を図っている。

本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、四日市市との間で副市長を議長とする「四日市大学運営協議会」を毎年開催している。ここには副市長の他、教育長、関連部局の長なども出席しており、この場でも教育目的等を示している。建学の精神「人間たれ」については標語として学内掲示も行っている。

【自己評価】

「使命・目的及び教育目的」を学内外に周知している。特に学長が担当する一年次の必修授業「人間たれ」は、本学に入学したばかりの学生に対して、本学の使命・目的や教育目的について触れる機会を設け、その周知を図り、その後の 4 年間の学生生活を充実したものとなるよう欠かせない授業となっている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画として、暁学園第 7 次中期経営計画（2018-2022）に基づく四日市大学 5 年計画を策定。「使命・目的及び教育目的」を実現させるために、具体的な戦略にあたる目的を中期計画に反映させ、達成に向けて点検・評価を実施している。これらの計画は、PDCA サイクルによる点検・評価を行い、年度ごとの達成状況を点検・評価しながら目標達成を図っている。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画に反映されていると判断している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーについては、建学の精神、本学の使命・目的、学部・学科等の教育目的を適切に反映し制定している。ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を達成するため、学生が卒業時に身に付けている能力等（教育目標／学修成果）を学位授与の方針として明確に定めている。カリキュラム・ポリシーについては、教育目的を達成するための教育課程編成・実施の方針として明確に定めて、カリキュラム評価を実施し点検を実施している。アドミッション・ポリシーについては、本学の学部・学科が求める学生像、高等学校等で修得しておくべき、または修得が望まれる知識や科目名を入学者の受入れ方針として明確に定めて、入学試験要項に掲載して周知している。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映されていると判断している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織は、本学の使命・目的、教育目標を達成するために、「四日市大学組織図」に示すとおり、総合政策学部、環境情報情報学部の2学部、研究支援を行う研究機構、情報センター（図書館）により構成されている。各組織は「規程」をはじめとする諸規程に沿って適切に運営されている。教育組織の連携として、本学は小規模大学であるため教員間の連携がとりやすく、全学共通教育科目をカリキュラムに設定するなど、全学的に共通の目的を持って教育しやすくなっている。そうした特色を教育組織に反映するため、学長を議長とし、副学長、各学部長等で構成された教学協議会を組織している。教学協議会は学術的な見地から目的達成の為に審議・評価を行っている。全学教授会は、幅広く意見を徴する場として、平成27（2015）年度より学長と教授会の役割を明確にするために「四日市大学全学教授会規程」を改正し、さらに准教授以下の教員も構成員に含めて参加できることとした。全学教授会での意見聴取や協議事項に関わる議題は、大学の意思決定機関である大学協議会で協議・報告された事項によるものであり、全学教授会での意見を大学運営に反映させるように努めている。

四日市大学研究機構は、その活動により大学の研究ポテンシャルを高め、地域の経済・環境・まちづくり・教育などの問題に積極的に係わり、地域の方々と交流しながら、主に学術的な部分での支援を行い、その解決を目指している。また、大学内の研究活動を活性化するために、競争的研究資金や受託研究資金の情報集約を行い、学内への積極的な利用を呼び掛けている。地域の市民団体やNPOと協力して、地域の問題の発掘にあたるとともに、シンポジウムや学習会などを開催して研究成果を報告し、また、地域の方々の意見交換の場を提供する場として位置付けている。現在、学部・学科の教育上の目的の特徴を活かした5つの研究所を設置している。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織及びその構成に反映されていると判断している。

【エビデンス集】

- 【資料 1-2-1】 四日市大学学則
- 【資料 1-2-2】 2021 年度四日市大学学生便覧
- 【資料 1-2-3】 四日市大学ホームページ
- 【資料 1-2-4】 暁学園「第 7 次中期経営計画（2018-2022）」
- 【資料 1-2-5】 四日市大学組織図
- 【資料 1-2-6】 四日市大学全学教授会規程

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

四日市大学の使命・目的及び教育目的の検証については、四日市大学学則の第 1 条の 2（自己点検・評価）に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う。」と定めている。また、四日市大学自己点検・評価に関する実施要項の第 3 条（実施）には、「委員会の定めるところにより、4 年ごとに総合的な点検・評価を行い、その間 2 年に 1 回定期的な中間調査を実施するものとする。」と定めており、今後も、規定のとおり、検証を継続していく。

なお、同実施要項の第 5 条（報告と活用）の第 2 項には、「委員会は、第 3 条第 4 項の結果に基づき改善を要する事項については調整のうえ、助言勧告を含めて、学長に報告するものとする。」と定めており、教員は、年度ごとに 1) 教育活動（教育実践上の主な業績）、2) 研究活動 3) 主な学会活動 4) 社会における主な活動の内容を提出することになっている。さらに、同実施要項の第 3 条（実施）の第 3 項では、「各実施部門は所掌分担項目について調査・点検・評価を行う。」、第 4 項には、「委員会は前項の結果に基づき、総合的に分析・評価を行う。」と定めている。

上述のとおり、本学の教育理念・使命・目的及び教育目的の適切性の検証ができる構造を「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」及び「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」に基づき、今後も、制度の強化と点検を総合的に行っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的については、建学の精神「人間たれ」のもと、地域貢献型大学として適切かつ明確に示され、社会情勢等に応じ適切に見直されている。そしてそれに基づいて本学の個性・特色は、さまざまな出版物・ホームページ等の広報手段を通して明示され、それらは法令にも適合している。本学にとっての大きな課題は使命・目的及び教育目的が学内外、特に暁学園全体にどこまで周知されているのか、あるいは教育研究組織がそれに十分対応して構成されているかといった有効性の問題である。これについては本学の自己点検・評価の機能を強く推進していくとともに、暁学園の中期経営計画に則った大学のあり方の検討、さらには理事会の役割の再検討等の必要があるといえよう。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

四日市大学の建学の精神「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、地域貢献型・地域密着型大学として機能を生かし、新しい感性とグローバルな視野を持った 21 世紀の地域社会をリードする人材育成を目指している。その教育目的を踏まえ、学部教授会で大学及び各学部の入学者受入れ方針（以下、アドミッション・ポリシー）についての協議を経て、入学試験委員会において最終的に教育目的との整合性を最終チェックしてアドミッション・ポリシーを策定し、大学協議会で報告している。

令和 4（2022）年度に掲げられているアドミッション・ポリシーは、表 2-1-①のとおりである。アドミッション・ポリシーは、入学試験要項【資料 2-1-1】やホームページ【資料 2-1-2】に明示しており、学外での説明会やオープンキャンパス等に来場した受験生に対して周知を図っている。

表 2-1-① 四日市大学入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

四日市大学は建学の精神である「人間たれ」を人間教育の基礎に据え、各学部の専門教育とともに、地域貢献型大学の特色を教育に組み入れ、新しい感性とグローバルな視野を持って四日市市や出身地域の発展に貢献できる人材の育成を目指します。その実現のために、次の意欲と資質を持った学生を求めます。

<総合政策学部>

- ・公務員として、あるいは企業、NPO などで企画能力を発揮し、幅広い視野で活躍したいひと
- ・経営についての関心を持ち、地域や企業などで国際的な観点から、幅広い視野で活躍したいひと
- ・スポーツや心身の健康について、体系的に学ぶことにより人間性を高め、幅広い視野で活躍したいひと

<環境情報学部>

- ・自然と社会の環境に関する事柄を総合的に学び、地球規模の問題や地域社会に関わる環境問題解決に取り組みたいひと
- ・プログラミング、Web デザインなどの情報通信技術の修得を目指すひと
- ・スタジオ技術、メディア作品の制作技術を学び、創造力を発揮しながら自己表現したいひと

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、さまざまな能力を持った学生の確保を目的に、総合型選抜（AOⅠ期・Ⅱ期）、学校推薦型選抜（公募制推薦A日程・B日程、指定校制推薦、クラブ推薦A日程・B日程・C日程、併設校推薦）、一般選抜（一般入試A日程・B日程・C日程、大学入学共通テスト利用入試Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期、共通テストプラス入試）、外国人留学生入試（A日程・B日程）、社会人入試、編入学試験を実施している。

令和4（2022）年度入試概要は表2-1-②のとおりである。

特に総合型選抜（AO入試）では、アドミッション・ポリシーを入試ガイド【資料2-1-3】に明記するとともに、オープンキャンパス時に行われるAO入試事前説明会においても、その説明を徹底して行っている。AO入試の受験生が受講する講義内容や筆記試験の「講義のまとめ」でも、アドミッション・ポリシーの理解が深まるように配慮をしている。面接試験においては、各学部が示すアドミッション・ポリシーの理解度について質問し、受験生の適合性を確認し、総合的に判定し選抜している。

学校推薦型選抜（公募制推薦A日程・B日程、指定校制推薦、クラブ推薦A日程・B日程・C日程、併設校推薦）においては、すべての入試方法に面接試験加えており、そのなかでアドミッション・ポリシーを理解した上で、どのような自己実現を図ろうとしているのか確認するよう配慮をしている。

その他、面接試験を実施しない一般入試A日程、B日程及び大学入学共通テスト利用入試、共通テストプラス入試では、学力を重視した入試選抜を実施しており、現在のところ、アドミッション・ポリシーの理解度を可否に反映させていない。しかしながら、入学試験要項、ホームページ等において、アドミッション・ポリシーを明確に示しており、受験生が本学を志願するにあたって、その点を考慮できるように配慮している。

一般入試C日程においては、2教科選択型の筆記試験と書類審査の総合判定とした。

入試問題の作成においては、入試出題採点委員会が、アドミッション・ポリシーに沿った出題方針を科目ごとに検討しており、難易度や分量、傾向などを把握しながら総合的に問題を作成している。令和4（2022）年度入試科目については【表2-1-②】のとおりである。

入学試験の実施については、入試出題採点委員会及び各学部長が入試広報室と協力し、公平かつ公正に実施している。さらに四日市大学学則にのっとり、入学試験委員会での審議を経て、学部教授会の意見を聴取した上で、学長が合格者を決定している。

なお、アドミッション・ポリシーに合致した学生が入学しているかについての検証は、成長スケールなどを通して検証している。成長スケールは、入学時から卒業年次まで、毎年ゼミ担当教員による個別面談を行うもので、学生の成長を定量的に評価するものである。この成長スケールの入学時における個別面談では、アドミッション・ポリシーに学生がどの程度合致しているか検証できる。

表 2-1-② 令和 4(2022)年度入学試験概要

区分	入試名称	選考方法
一般選抜	一般入試A日程	■2教科型 必須選択教科より2教科選択 ■3教科型 必須選択教科より2教科選択、選択教科より1教科選択 必須選択教科：英語、国語、数学 選択教科：日本史、現代社会、化学、生物
	一般入試B日程	■2教科型
	一般入試C日程	英語、国語、数学より2教科選択
	共通テスト利用入試Ⅰ期	国語(近代以降の文章のみ)、地理歴史、公民、数学、理科、外国語から
	共通テスト利用入試Ⅱ期	2教科2科目利用
	共通テスト利用入試Ⅲ期	※理科は基礎を付した科目は2科目で1科目分として扱う
	共通テスト利用入試Ⅳ期	※外国語(英語)は、リーディング、リスニングを合わせて利用
	共通テストプラス入試	一般A日程の高得点1教科と共通テスト(上記同様の科目)高得点2教科
学校推薦型選抜	指定校制推薦入試	課題文、面接、書類審査の総合判定
	併設校推薦入試	課題文、面接、書類審査の総合判定
	公募制推薦入試A日程	基礎選択、面接、書類審査の総合判定
	公募制推薦入試B日程	基礎選択：英語、国語、数学、小論文より1つ選択
	クラブ推薦入試A日程	課題文、面接、書類審査の総合判定
	クラブ推薦入試B日程	〔対象クラブ〕
	クラブ推薦入試C日程	硬式野球、サッカー、テニス、ソフトテニス、ゴルフ、ホッケー
総合型選抜	AO入試Ⅰ期	講義のまとめ、面接、書類審査の総合判定
	AO入試Ⅱ期	学部適性試験、面接、書類審査の総合判定
その他	外国人留学生入試A日程	指定校推薦：面接、書類審査の総合判定 一般入試：日本語・小論文、面接、書類審査の総合判定
	外国人留学生入試B日程	日本留学試験利用入試：「日本語」の得点、面接、書類審査の総合判定 編入学(3年次)：日本語・小論文、面接、書類審査の総合判定
	編入学試験	2年次・3年次：小論文・面接・書類審査の総合判定
	社会人入試	事前課題文・面接・書類審査の総合判定

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学における平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の 5 年間の募集定員、志願者数、合格者数、入学者数は【資料 2-1-③】のとおりである。この 5 年間の大学全体の定員充足率は、ほぼ入学定員を満たす水準にある。以前は大きく定員を下回ることもあったが、教育内容の充実と広報活動の結果、適切な学生受け入れ数を確保できるようになってきたと考える。

この間、平成 29 (2017) 年度に経済学部(経済経営学科)の学生募集停止と大きなカリキュラム改定を行った。総合政策学部では、募集定員を 80 名から 160 名に増員させ、経済学部の実績や資源を生かし留学生の受け入れも視野に入れた「国際・経営分野」、地域の発展に貢献できる人材を育てる「地域・まちづくり分野」、クラブ推薦で受け入れた学生

が文武両道で健康ビジネスや警察・消防などを目指す「スポーツ・人間分野」の3分野を柱に学生確保を目指した。定員を倍増させた初年度には定員割れをしたものの、翌年度以降は定員を充足できており、改革の成果が出ているものとする。

一方、環境情報学部においても、平成29(2017)年度より、理系色をより一層強めた学部とし、大学院への進学や、環境関連の難関資格にチャレンジできる体制を整えるなど、入学定員の確保に努めた。さらに令和元(2019)年度入学生より両学部ともに定員の再見直しを行ったこともあり、環境情報学部においても令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度は定員を充足するなど、改革の成果が出ているものとする。今後とも継続して入学者を確保する方法を検討し、実行する必要がある。

表2-1-③ 入学定員充足率

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
総合政策学部	88%	107%	105%	116%	102%
環境情報学部	93%	91%	101%	106%	86%
合計	90%	102%	104%	113%	97%

【エビデンス集】

- 【資料2-1-1】 2022年度入学試験要項
- 【資料2-1-2】 四日市大学ホームページ（受験生サイト）
- 【資料2-1-3】 2022年度入試ガイド
- 【資料2-1-4】 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）
- 【資料2-1-5】 四日市大学入学試験問題及び採点委員会規則 第3条
- 【資料2-1-6】 四日市大学学則 第11条
- 【資料2-1-7】 四日市大学入学試験委員会規則 第4条

【自己評価】

建学の精神、基本理念（教育理念）の下に、アドミッション・ポリシーが明確に定められており、その周知も適切になされていると判断している。また、明確化されたアドミッション・ポリシーに沿った入試制度を設けており、志願者の意欲を中心に、能力や適性を評価し判定していると判断している。その上で、入学者の多くが本学のアドミッション・ポリシー及び学部の求める人材像を理解したうえで入学しているものと確信をしている。

さらに、アドミッション・ポリシーにそった教育理念を学生募集に活かす為、「ACT4U」をコンセプトフレーズとしてブランディングに取り組み、ホームページをリニューアルしたことでさらに外部への発信力を強めたものと思われる。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

令和3(2021)年度の2学部2学科（入学定員200人）の入学者数は193人で、入学定員充足率は97%である。総合政策学部は安定的に定員確保ができているものの、環境情報

学部が平成 30 年度以来の定員割れとなった。総合政策学部に比べ県外入学者比率（クラブ推薦を除く）が高い環境情報学部がコロナ禍の影響で歩留まり率が低かったことが定員割れの原因と推測される。今後、三重県北勢地域を中心とした地元入学者の確保、それに向けた卒業後の就職先の確保を強化することで入学者数の増加を図ることとしたい。さらに、令和 5（2023）年度には、新しいカリキュラム改定を計画しており、その作業を継続している。コロナ禍を受けて社会が大きく変革する流れを受け、大学の在り方も大きく変革させる必要に迫られている。総合政策学部では、入学定員の充足を維持しつつ、「公共政策・経営学・人文社会学」を中心とした学びをカリキュラムに反映させる。また、環境情報学部においては、社会のデジタル化の流れを受けて情報教育を充実させる改革を目指す。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

【事実の説明】

学修・授業支援に関し、教員は、各学部の「教学委員会」（以前の「教務委員会」及び「学生委員会」を統合した委員会）と、各学部の調整や全学共通教育科目を担う副学長（教育・学生支援担当）を委員長とする「全学教学委員会」、留学生に関わる「留学生支援委員会」、障害のある学生に関わる「障害学生支援委員会」などに委員として属する体制になっている。

一方で、学修・授業支援に関する事務は、全学的に、副学長（教育・学生支援担当）の下で、「教育・学生支援部」が担っている。教育・学生支援部には、次長の下、履修や成績など全般を管理する「教学課」、留学生支援を行う留学生支援課、就職指導やインターンシップ等を担うキャリアサポート課の 3 課を置き、さらに教学課の下に、保健室、学生相談室、障害学生支援室の 3 室を置く体制となっている。

この他に学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に進めていくための、全学教学委員会と教学課が連携して取り組んでいく組織である「教育開発推進センター」と留学生支援委員会と留学生支援課が連携して取り組んでいく組織である「留学生支援センター」をそれぞれ整備し、教員と職員の教職協働で運営している。

また統合型webサービスである「ユニバーサルパスポート（ユニパ）」（UNIVERSAL PASSPORT）を導入し、学生指導を含め、学生の学習・生活指導に関わる総合的な支援を、教員とともに実施している。

このサービスの導入により、学生はネット環境を介して、自らの学習について自己管理を進めることができるようになっている。

運営面を具体的事例で示すと、次のとおりである。

(ア) 新入生オリエンテーション

新入生のスムーズな大学生活への導入を支援するために、「学部」、「教育・学生支援部」、「情報センター（図書館）」及び「コンピュータセンター」等、学生関係のすべての部署が協力し、入学式を含む数日間にわたる新入生オリエンテーションを実施している。

オリエンテーションでは、学生生活全般、就職の心構え、「情報センター」に関わる基本事項、また健康管理（健康診断を含む）、生活安全等に関わる事項等、勉学及び学生生活に関わる情報を提供しているほか、教員及び先輩学生から履修に関することをはじめとする大学生活全般のアドバイスなどを受けられるようにしている。

(イ) 学期前オリエンテーション

在学生に対しては、前・後学期の直前に、オリエンテーションを実施している。前学期前のオリエンテーションでは、前年次の「成績通知」とともに「履修要綱」、「シラバス（講義要綱）」等を配布し、履修登録等に関わる注意点、特に、履修登録に関わるミスの防止及び卒業に向けた計画的な履修について説明している。また、同時に、健康診断、自動車通学等の学生生活上の諸手続きについても説明するとともに、ゼミ担当教員等により、成績不振な学生、出席状況不良な学生（「出席管理システム」の導入により、学生個々人の出欠状況を把握できる）等への個別面談を実施している。成績や出席状況あるいは生活面などで特に問題があると思われる学生に関しては、この学期前のオリエンテーションの期間に保護者に来学するよう教学課より連絡をし、保護者も同席して個別面談を各学部の教員により実施している。

後学期前オリエンテーションでは、前学期の「成績通知」を配付するとともに、改めて履修登録に関わる注意点及び定期試験受験上の注意等を説明している。なお、前学期に引き続き後学期においても、必要に応じて保護者にも同席いただいた上で、ゼミ担当教員等により成績不振な学生、出席状況不良な学生等への個別面談を実施し、学生個別の問題解決に努力している。

(ウ) オフィスアワーの設定と「教員在校状況表示板」（モニター）の設置

専任教員には、前・後学期を通じて、毎週 90 分のオフィスアワーの設定を義務付けており、その設定時間と場所は、各学部「履修要綱」に記載している。また、教員には、固定されたオフィスアワー以外の時間においても、他の業務に支障のない限りできるだけ柔軟に学生への対応をするよう求めており、各教員の在校状況が一目でわかるよう、「教学課」事務室内に「教員在校状況表示板」を設置し、教員への相談等の利便性向上につなげている。

なお、オフィスアワーに関しては、その趣旨を踏まえ、非常勤講師にも、授業終了後に教室や非常勤講師控室等で質問を受け付ける、また電子メール等で随時質問を受け付けるといった形での学生への対応を求めている。

(エ) 1～4 年次にわたる担当教員の配置による指導

平成 25（2013）年度より、各学部ともに 1 年次に「入門演習」、2 年次に「基礎演習」、3・4 年次に「専門演習」を全学生の必修とすることで、1 年次から 4 年次まで、それぞれ専任の教員が少人数単位の演習（「ゼミ」と称している）の担当教員となり、教学・学生生活の指導にあたる体制がとられている。

前述した学期前オリエンテーションや成長スケールの面談の際には、成績不振の学生等

への日常的な学習アドバイスはもとより、生活指導、進路相談、人生相談など、個々の学生の実状に則した指導、アドバイスを行っている。

なお、近年、発達上のあるいは精神的な問題を抱える学生が増加するなか、担当教員による学生と保健室・学生相談室等との仲介も行っている。

(オ) 留学生支援

留学生支援委員会の教員および留学生支援課職員からなる留学生支援センターが、全学共通教育科目である日本語科目の担当教員とも協力して、留学生への支援を進めている。日本での生活上のルールやマナーについて指導を行うとともに、留学生オリエンテーション等を実施している。

こうした留学生支援の取り組みが評価され、令和3（2021）年には西日本地区私大文系において「日本留学AWARDS」の2年連続8回目の受賞を果たしている。これは、一般財団法人日本語教育振興協会が主催するもので、日本語学校の教職員によって留学生に勧めたい進学先として選ばれていることを意味する。

(カ) 障害のある学生に対する支援

障害学生支援委員会が、障害学生支援室や保健室などとも協議しながら、学生および保護者からの申し出に対応して、個々の学生に応じてどのような合理的な配慮を行っていくのかを決定し、実施している。

(キ) 学生支援施設での取り組み

「コンピュータセンター」では、コンピュータ教室を、自学自習できるように学生に広く開放している。同時に、学外からの利用にも対応するため暗号化通信機器を導入し、セキュアな通信環境も提供している。また「ムードル(Moodle)」(コース管理システム(Course Management System、CMS))を導入し、コンピュータネットワークを活用した場所や時間に制限されない学習環境を提供している。このMoodleは、オンラインでの授業が余儀なくされたコロナ禍において、課題の提出や資料の閲覧などに大いに活用された。

「情報センター(図書館)」では、蔵書、視聴覚資料等をすべてデータベース化し、館内OPAC(Online Public Access Catalog)をはじめWeb OPAC等において瞬時に検索できる最新のサービスを提供している。また、情報センター1階の「ラーニングコモンズ」など、学生たちがグループワーク学習に利用できるスペースも整備している。

(ク) TAの活用

文科系学部を中心とする本学にあっては、TAを必要とする科目は必ずしも多くなく、また、財政的な制約もあることから、現在のところTAを活用している科目は、コンピュータ関連科目や実験を伴う科目など、一部の科目にとどまっている。

(ケ) 中退防止に向けた取り組み

令和2（2020）年度、本学のIR担当の部署である企画課において、本学の中退の状況とその原因に関する調査を行った。これを受けて令和3年度には、学長より教員2名に中退防止等の検討などが特命として下され、教育開発推進センターの下で、防止策の検討を進めている。

【エビデンス集】

【資料 2-2-1】 四日市大学各学部教学委員会規則

- 【資料 2-2-2】 四日市大学全学教学委員会規則
- 【資料 2-2-3】 四日市大学留学生支援委員会規則
- 【資料 2-2-4】 四日市大学障害学生支援委員会規則
- 【資料 2-2-5】 四日市大学教育開発推進センター規程
- 【資料 2-2-6】 四日市大学情報センター規程
- 【資料 2-2-7】 四日市大学コンピュータセンター利用規程
- 【資料 2-2-8】 履修要綱
- 【資料 2-2-9】 各学部シラバス（講義要綱）
- 【資料 2-2-10】 学生便覧
- 【資料 2-2-11】 「日本留学 AWARDS」表彰状
- 【資料 2-2-12】 IR：四日市大学途中出学者（中退者）に関する調査結果（企画課）

【自己評価】

本学では比較的少人数の授業科目も多く、特に1年次から「担任制度」とも言うべきゼミが全学的に導入されており、目の行き届きやすい体制の整備は進んでいると言える。また、全学的な「成長スケール」（学生によるルーブリックの記入とゼミ担当教員による面談等から構成）の導入により、個々の学生の抱えている課題などの状況把握と、進級してゼミが変わった場合のその引継ぎも、ある程度スムーズにできるようになってきたと言える。

さらに、コロナ禍に対応するための遠隔授業の検討や学生への対応、さらには教職員相互間でのフォローなどを通じて、結果的に、教職協働して問題解決に当たっていかうというマインドの醸成も図られてきた。

組織体制としても、従前から留学生支援センターにおいて行われてきた教職協働の取り組みを踏まえ、教育開発推進センターなど、他の部門でも教職協働に恒常的に取り組んでいく体制が整備されつつある。

また、長らく課題とされてきた中退の防止についても、ようやく、状況の把握や原因の分析、対策の検討に着手することができた。とはいえ、いまだ具体的な改善策が確立されているわけではなく、依然、手探りの状態である。

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍の中で見えてきたニューノーマルの時代に向けて、オンライン授業の受講環境の整備や授業スキルの向上、オンラインで行う授業と対面で行う授業の整理などの検討を早急に進めるとともに、その検討結果を活かし、デフォルトでオンライン授業も組み入れつつ、それによって時間を確保することで実習・フィールドワーク等を拡充するなど、メリハリの利いた新カリキュラムを全学で策定し、令和5（2023）年度から導入していけるよう準備を進めていく。

併せて、オンラインの授業においても、主体的・対話的で深い学びを実現していくための教職員のスキルアップも課題となる。さらに、中退防止のためには、学生個人を人として育てると同時にチームを作って育てることが必要とされるが、チームを作りラーニングコモンズなども活用しながら、そこで学生同士が教え合い学び合う協働学習などを促していくだけの指導力を、教員が持つことも必要になる。

こうしたスキルアップ等の課題に応えるためには教育内容・方法等をはじめとする研究や研修を大学全体として組織的に行う体系的なFDが必要であり、こうしたFDを実施できるような体制を、教員と職員等の協働の組織である教育開発推進センターにおいて、整備していく。

また、学生の多面的な成長の達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図ることについては、こうしたことなどを目的として成長スケールを導入し、一定の成果は上げてきているものの、より効果を高めるために、この成長スケールを今後どう改善していくのが課題となっている。

学修過程や各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表等）を長期にわたり収集する学修ポートフォリオへの発展的な解消も含めて、これも教育開発推進センターを中心に、検討していく。

なお、中退防止対策は、学費納入にかかる経済的状況を把握する会計課との連携強化も課題である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援を推進していくため、教員による「キャリアサポートセンター運営委員会」と、事務部署としての「キャリアサポート課」が組織されており、両者が連携して「キャリアサポートセンター（CSC）」として教職協働で支援に取り組んでいる。

職業・企業紹介を中心とした業務のみならず、大学生の基礎学力や人間関係の基礎となるマナーやルール（規範）意識の向上及び大学教育における「自分の人生の目標設定」確立・支援体制の強化・充実も図っている。

具体的には、以下のような運営を行っている。

(ア) 「キャリアサポートセンター運営委員会」

各学部の学部長およびキャリア教育担当教員で構成され、会議にはキャリアサポート課長も出席している。委員会では就職・進路・キャリア教育に関わる方針案等が検討され、本学の最高協議機関である「大学協議会」での協議を経て、「全学教授会」にて情報共有が図られる。この方針に基づいた活動状況は、委員会で定期的に検討され、その結果は「大学協議会」や「全学教授会」「学部教授会」などで報告され、課題の共有化が図られている。

(イ) 「キャリアサポート課」

キャリアサポート課課長、課職員（正職員 2 人）で構成され、相談窓口業務は、課長

を中心にすべての職員が行っている。就職支援の内容は、就職面談・面接、就職指導研修会及び就職ガイダンス等であり、従来から行っていた求人開拓、就職情報支援、「就職の手引き」（冊子）の作成及び求人情報・企業情報等の管理・収集業務も引き続き行っている。

このほか、J-NET（求人 NAVI）及びメール配信システムを導入して就職活動支援を強化している。留学生の就職については、「留学生支援センター」と連携して求人開拓を行っている。

（ウ）ゼミ担当教員

基本的な問題については、「キャリアサポートセンター運営委員会」で審議されるが、個々の学生に関わる具体的な問題は、「キャリアサポートセンター」とゼミ担当教員等との連携を行うことで、各ゼミ担当教員によって個々の学生に対する意識づけや面接指導などを行うとともに、「キャリアサポートセンター」としても個々の学生の現状を把握することに努めている。

（エ）「留学生支援センター」との連携

留学生の就職については、留学生向けのビザの更新・切り替え等も見通した就職活動のガイダンスの実施など、「留学生支援センター」の大きな助力を得ている。キャリア教育についても、留学生の要望・実態把握について大きな協力を得ている。

（オ）進学指導

本学は、大学院を設置していないが、大学院進学者に対しては、ゼミ担当教員を中心に、研究計画書の書き方や研究室訪問・試験対策なども含めた熱心な指導が行われている。留学生に対しては、留学生向けの入試制度の有無など大学によって入試制度自体が異なることやビザの更新なども含めた進学ガイダンスを、留学生支援センターが実施しているほか、環境情報学部では、教員が進学希望者に対する支援チームをつくって対応している。

（カ）キャリア基礎科目

職業的自立だけではなく、社会的自立も含めたキャリア形成の意識を学生に持たせるため、キャリア形成に資する全学共通教育科目として、1年次後学期に「キャリア基礎Ⅰ」、2年次前学期に「キャリア基礎Ⅱ」を開設し、それぞれ必修科目として履修させているほか、2年次後学期開設の「キャリア基礎Ⅲ」などの選択科目においても、就職活動支援を行っている。

（キ）スキル科目

平成 29（2017）年度入学生より、希望する進路に応じて卒業までにあらかじめ即戦力となるスキルを身につけておくことを目的として、スキル科目をという科目群を開設した。

スキル科目は、「社会調査士養成」、「公務員養成」、「おもてなし経営」、「英語力養成」、「メディアデザイン」、「数理・統計力養成」のいずれかのユニットから 5 科目 10 単位以上を修得することを卒業要件としており、将来を見据えて早い段階から計画的にスキルを身につけていくことが期待されている。

なお、社会調査士養成ユニットは総合政策学部の学生のみ、数理・統計力養成ユニットは環境情報学部の学生のみが受講できるユニットとなっているが、他の 4 ユニットは

いずれの学部 of 学生も受講が可能である。

(ク) インターンシップ及び資格取得支援

インターンシップは、平成 25 (2013) 年度入学生から全学共通教育科目とされ、キャリアサポートセンターが中心になって企画し、進められている。時期は夏季休業を中心にして、10 日間を基準として実施しており、単位が認定される。

このほか、単位認定は行わないものの、短期のインターンシップについても、キャリアサポートセンターから情報提供などを行い、参加を促している。

(ケ) 大学以外の教育施設等における学修

資格取得に関しては、「大学以外の教育施設等における学修」を単位認定することを定め (学則第 2 条の 2 に基づく内規)、14 種の資格を単位として認定している。

【エビデンス集】

【資料 2-3-1】 四日市大学学則

【資料 2-3-2】 履修要綱

【資料 2-3-3】 四日市大学キャリアサポートセンター運営委員会

【資料 2-3-4】 キャリアガイダンスの実施状況及び卒業生の進路先の状況

【自己評価】

職業的自立を目指す就職支援は、「キャリアサポートセンター運営委員会」および「キャリアサポート課」からなる「キャリアサポートセンター」と、ゼミ担当教員等の相互の連携によって進めていく体制が整えられており、運営も円滑に行われている。

大学院への進学支援については、本学には大学院がないためゼミ担当教員などが中心に指導しており、進学希望者には確実な進学支援をしていると評価できる。

キャリア教育については、平成 25 (2013) 年度入学生からのキャリア基礎科目の必修化に続いて、平成 29 (2017) 年度入学生からスキル科目を導入するなど、充実・強化してきた。

なお、インターンシップについては、実施にあたって事前事後の指導も行い、支援体制は整っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

社会的自立の中核は、依然として職業的自立である以上、就職支援を中心に今後もその充実を図っていく。就職率を高めるため、求人企業の拡大強化を図る。そのため新型コロナウイルスの動向を注視しながら県内・県外企業を訪問して、求人企業の量的・質的拡大を図り、また学内における企業説明会等の開催をする。なお、これに伴って、三重県内の商工会議所、経営者協会、中小企業家同友会、商工会、労働局及び「おしごと広場みえ」等、官民経済団体や職業紹介機関等と連携・協力を進める。

また、留学生については、「留学生支援センター」との分業と協業の関係を明確にしつつ連携を深め、留学生の希望実現に必要な支援の充実に努める。

平成 25 (2013) 年度入学生からのキャリア基礎科目の必修化に続いて、平成 29 (2017) 年度入学生からスキル科目を導入するなど、充実・強化してきたキャリア教育について

は、これらの科目とキャリアサポートセンターとの一層の有機的結合を図り、学生の就職意識の向上及び職業観の確立を有効なものにしていくとともに、これらの科目が十分に成果を上げてきているかどうかを検証し、令和5（2023）年度からの導入を検討している新カリキュラムに反映していきたい。

インターンシップについても、学生にとってなお一層有益なものにするために、「キャリアサポートセンター」と学部・ゼミ担当教員等との緊密な連携体制を強めていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

（学生生活の安定のための支援組織）

学生生活の安定のための支援組織として、教員による「教学委員会」（全学および各学部）、「留学生支援委員会」、「障害学生支援委員会」と、事務部門の「教学課」、「留学生支援課」、「保健室」、「学生相談室」、「障害学生支援室」がある。保健室には、保健師が、学生相談室には非常勤の臨床心理士が、それぞれ1名ずつ配属されている。このほか、留学生や障害のある学生のほか、ジェンダーやSOGIなどに関することも含め、包括的にダイバーシティ・人権を推進していくための組織として、令和元（2019）年度には新たに教職員による全学横断的な組織として「ダイバーシティ・人権推進委員会」が設けられた。

「教学課」（含：保健室、学生相談室、障害学生支援室）は学生の窓口となり、かつ直接の支援・指導に携わり、極めて多様な業務を担っている。具体的には、課外活動（クラブ・大学祭・学友会活動等）、各種奨学金（主に日本学生支援機構奨学金）、健康管理（健康診断の実施、学生相談室との連携）、学生本人や家族及び保証人の異動・連絡、行事・集会、印刷物の配布・掲示、拾得物の保管・処理、学生専用アパート管理者との連絡・協議、アルバイトの斡旋、生活指導及び相談、学生の賞罰、学生対象の各種ボランティアや研究会等の紹介、併設の四日市看護医療大学教学課との連絡・調整、新入生及び学期前オリエンテーションの実施調整等である。

これらの業務に関する審議・決定は、各学部および全学の「教学委員会」が担っており、その審議・検討結果は、「全学教授会」および「学部教授会」等に報告され、必要な事項については改善・改定が図られるなど、教職協働によって支援に取り組む態勢が整えられている。

留学生に対しては、「留学生支援センター」として、「留学生支援委員会」を構成する教員と留学生支援課が中心になって、これも教職協働で密接に連絡を取りながら、その指導にあたっている。具体的には、留学生の福利厚生、学生生活の充実を目指すと共に、各種奨学金の選定・給付、ビザ等在留資格に関する事項、アパート等の斡旋・居住状況に関する事項、日本語の習得・授業についての支援、留学生同士及び日本人学生との交流、留学

生会及び日常生活・健康管理等についての相談・アドバイス等を行っている。

令和2（2020）年度には、建学の精神である「人間たれ」の精神のもと、学内の多様性が確保・尊重され、全ての学生が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生することのできるキャンパスを実現するため、特に配慮が必要と思われる、障害者の学生、留学生、ジェンダーおよびLGBT／SOGIについて、「ダイバーシティ・人権推進に関する対応ガイドライン(教職員向け)」が策定された。

（学生生活の安定のための経済的支援）

本学独自の奨学金制度・授業料減免制度、学納金の納付についての特別措置、地方公共団体・民間団体等の各種奨学金及び日本学生支援機構奨学金を実施している。

本学独自の奨学金は、表 2-4-①-1 に示すとおりである。留学生に対しては、全員が私費留学生であり、表 2-4-①-2 に示すような奨学金を実施している。

これらの他に、留学生のグループによる日本国内の見聞を深める旅行企画を支援する「Discover Japan 日本再発見の旅」がある。また、私費外国人留学生を対象とする外部の奨学金制度のうち、「三重県私費外国人留学生奨学金」、「私費外国人留学生学習奨励金」、「四日市北ロータリークラブ特別奨学金」、「国際ソロプチミスト三重ー北奨学金」、「国際ソロプチミスト三重奨学金」、「ロータリー米山奨学金」、「佐川留学生奨学金」、「平和中島財団外国人留学生奨学金」に対して推薦を行っている。

表 2-4-①-1 四日市大学独自の奨学金（年間）

奨学金の種類	内容
入学試験特待生奨学金(1 年次対象)	入試成績優秀者を対象に授業料等の 5 割または 3 割を免除
スポーツ学生奨学金	スポーツ成績優秀者を対象に入学金、授業料等を 4 種に分けて免除
社会人学生に対する授業料等減免	社会人入学者を対象に入学金、授業料の半額を免除
特待生奨学金(2 年次以上対象)	各学部の成績優秀者を対象に授業料の半額を免除
四日市大学同窓会奨学金	各学部の成績優秀者を対象に 5 万円を給付
人間たれ奨学金	建学の精神『人間たれ』の基本理念を汲み、経済的事情で進学が困難な者への修学支援を目的に設立 入学後の給付を事前に約束する予約採用型

表 2-4-①-2 留学生対象奨学金の種類（年間）

奨学金の種類	内容
私費外国人留学生授業料減免	留学生の経済負担軽減のため授業料の 3 割及び教育充実費を免除
私費外国人留学生奨学金	成績優秀かつ経済的困難な留学生を対象に 15 万円を給付
私費外国人留生成績優秀者奨学金	成績優秀な留学生を対象に 1 万円を給付
貢献顕著な私費外国人留学生奨学金	学業、人物、大学・地域への貢献顕著な留学生を対象に 2 万円を給付
宗村南男奨学金	学業、人物、大学・地域への貢献顕著な留学生を対象に 10 万円を給付

間接的な経済支援としては、アルバイトの紹介を行っている。このアルバイトについては、大学紹介のものなので、学業に支障をきたすもの、危険なもの、学生にふさわしくないもの等、制限職種を設けている。大学管理棟 1 階の通路に掲示板を設け知らせている。また遠隔地からの学生の居住の便宜を図るために、開学時より民間管理者の協力を得て、本学周辺に学生専用アパート（大学指定寮）を設け、入居を紹介・仲介しており、民間の他のアパートよりも低い家賃を設定している。さらにスポーツ奨学生、外国人留学生については、優先入居枠を設けている。

次に学納金の納付に関する特別措置として、納付期限の延長による延納及び分割納入による分納を実施している。これらは、「会計課」において学生及び保護者等との相談により柔軟に対応しているものである。

「日本学生支援機構奨学金」は、近年受給者が増加し、その位置づけが大きくなっているが、受給者の増加に伴い、その手続きの不備者、卒業後の返還状況の滞る者が増加傾向にあることから、奨学金の意義及びその返還についての説明・指導を強化している。

（学生生活の安定のための学生の課外活動への支援）

施設・設備による支援は、体育館（武道場、トレーニングルームを含む）、第 1 グラウンド（サッカー場、アメリカンフットボール場）、第 2 グラウンド（野球場）、第 1 テニスコート（4 面）、第 2 テニスコート（3 面）及びクラブハウス（2 棟）がある。クラブハウスに「学友会室」及び「大学祭実行委員会室」をはじめ、各クラブの部室、女子更衣室、浴室、シャワー室、洗濯室及びミーティングルームを設けている。また、「3 号館」（舞台付の講堂型教室）を音楽サークル等の発表場所として開放すると共に、また「7 号館」（スタジオ館）も大学祭などの学生のイベントで使用がなされている。

財政的支援は、大学、「教育後援会」「学友会」及び「同窓会」の 4 者により行われている。大学による支援は、主にクラブ推薦入試を実施している体育会系 5 クラブ（アメリカンフットボール部、硬式野球部、硬式テニス部、ソフトテニス部、サッカー部）を対象に、監督・コーチの配置、交通費及び学外施設の賃借料の負担をしている。

「教育後援会」は、同じく体育会系 5 クラブの学外コーチ等の交通費及び文化系・体育会系の公式クラブへの活動援助金、各クラブ指導者のスポーツ安全保険費、大学祭補助金、全国大会出場交通費補助、全国大会出場激励金、クラブリーダー研修会費及び施設設備費を負担している。「学友会」は、文化系・体育会系の公式クラブへの活動援助金及び大学祭補助金を負担している。

大学祭は、同一キャンパス内にある併設校の四日市看護医療大学と同日の開催であることから、両大学の学生共同でにぎやかに繰り広げられている。大学は施設設備の利用を認め、大学祭の活性化を支援している。

留学生については、「留学生会」が組織されており、留学生自らの手で、新入生歓迎会、交流会及び新春パーティー等を企画し実施している。「留学生会」には「学友会」から援助金が出されている。

（学生生活安定のための学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等）

常時は、「教学課」の「保健室」及び「学生相談室」が行っている。「保健室」では保健師が常時待機し、学生の怪我や体調不良から悩みごと等に対応している。また「学生相談室」への相談の受付やセクシャルハラスメント等のハラスメントの相談窓口となっている。

なお、学生の健康診断は、学校保険安全法に基づいて年 1 回（学年はじめ）実施している。さらに、学生の既往症、心身発達上考慮すべき点及び麻疹の予防接種等については、入学時に在籍調査票の一部として提出させている。

「学生相談室」では、非常勤の臨床心理士が週に一度、予約制にて学生の相談に応じているほか、メールでの相談にも応じている。また、現在、併設校で同じキャンパス内にある「四日市看護医療大学学生相談室」（異なる曜日・時間による開室）との連携により、学生相談の充実を図っている。

障害のある学生からの窓口となる「障害学生支援室」では、メールでも相談・要望を聞くとともに、合理的配慮の要請などについてはその内容を「障害学生支援委員会」に伝え、同委員会において具体的な対策等を検討し、支援を実施している。

さらに、「ダイバーシティ・人権推進に関する対応ガイドライン（教職員向け）」により、新たにLGBT／SOGI等に関する学生本人及びその家族ならびに教職員からの相談窓口として、専用のメールアドレスを設け、面談日時の予約を行い、初回相談後、個人情報に配慮した上で、本人の希望や相談内容に応じて専門の相談員が協力して対応する体制を整備することとなった。

また、ハラスメントについての相談は、各学部および事務部門から選任された「ハラスメント相談員」が対応している。

なお、各学期前のオリエンテーション時には、ゼミ等の担当教員による成績不振な学生に対する個人面談があり、個人面談から生活相談等に発展するケースも少なくない。

【エビデンス集】

- 【資料 2-4-1】 四日市大学学則
- 【資料 2-4-2】 四日市大学特待生規程
- 【資料 2-4-3】 四日市大学私費留学生に対する授業料減免規程
- 【資料 2-4-4】 四日市大学スポーツ奨学金規程
- 【資料 2-4-5】 四日市大学学生相談室規程
- 【資料 2-4-6】 四日市大学障害学生支援室規程
- 【資料 2-4-7】 四日市大学ダイバーシティ・人権推進委員会規則
- 【資料 2-4-8】 四日市大学ダイバーシティ・人権推進に関する対応ガイドライン
（教職員向け）
- 【資料 2-4-9】 四日市大学ハラスメント対策規程
- 【資料 2-4-10】 四日市大学教育後援会会則
- 【資料 2-4-11】 四日市大学学友会規則
- 【資料 2-4-12】 四日市大学同窓会規則
- 【資料 2-4-13】 保健室・学生相談室の利用状況
- 【資料 2-4-14】 奨学金の給付・貸与の状況
- 【資料 2-4-15】 学友会・クラブ等への支援状況

【自己評価】

本学では、副学長（教育・学生支援担当）のもとで、「教学課」により、学修及び学生生

活に対する学生支援の一元化を図り、効率的で合理的な学生支援・指導を行っている。

経済的支援に関しては、奨学金希望者が年々増加しており、担当の事務職員 1 人体制では行き届かない面もでてきている。特に、学業成績による奨学金中止の判断が求められることもあり、それが中退、その後のワーキングプアに繋がりがねないため、慎重な判断が求められるところである。

課外活動支援、特に財政的支援については、「教育後援会」及び「学友会」に負うところが多い。しかしながら、学生数の減少により、いずれも会費収入が減少しており、課外活動支援への影響が懸念される。

学生の健康管理は、保健師 1 人体制のため、保健師不在時の急病やケガなどの身体面への対応が課題となっている。また、心理面・精神面な面のケアについても、関係する教職員の間でどこまで情報を共有すべきかといった課題もあり、必ずしも十分とは言えない。なお、「ダイバーシティ・人権推進委員会」は、令和 3（2021）年度に事務部門の見直しを行って以降、活動を休止してしまっており、LGBT／SOGI 等に関する相談を受け付ける専用のメールアドレスの周知や、その相談内容や本人の希望に応じて専門の相談員が協力して対応する体制の整備などは、残念ながら進んでいない。

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに対する体制はおおむね整備できているものの、その運用面で担当する教職員等が十分ではないため、その増強を図っていく。また教員と職員の連携を深め、学修支援のみにとどまらない学生への総合的な支援を進めていく必要がある。さらに、課題を抱える学生については、整備が進んでいない LGBT／SOGI 等に関する相談への対応窓口の整備も含め、様々なチャンネルで学生の相談を受け付け、状況の把握に努めるとともに、個別のファイルを用意して、学習上の指導を行う教職員間の連携を深めていくなどの手法の整備についても、検討を進めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

（2）2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

四日市大学は、三重県北勢地域の四日市市北部に位置し、公共交通機関では最寄駅である近鉄・JR「富田駅」まで、津駅あるいは名古屋駅から急行で 30 分程度、同駅から路線バスで約 10～15 分の距離である。また東名阪自動車道の四日市東インターに隣接してい

ることから、名古屋駅のバスセンターから高速バスで約 35 分である。学生の自動車通学は登録制で認めている。キャンパス周辺は住宅地で、静穏な環境であり、さらにその中間地には雑木林があるため自然環境は良好であり、教育・研究・学習環境として快適な状況である。キャンパス東側に大規模工場が操業しているが、騒音等の影響は少なく、同工場の環境保全担当者とも連絡が取れている。同一キャンパス内には、併設校である四日市看護医療大学（看護医療学部看護学科・入学定員 100 人・収容定員 400 人、臨床検査学科・入学定員 50 人・収容定員 200 人）及び四日市看護医療大学大学院（看護学研究科・入学定員 10 人・収容定員 20 人）の校舎も併設されており、同大学との共用施設もある。なお、施設設備の安全管理、メンテナンスは、庶務課に専門の担当職員を配置するとともに、建物、施設、機器などの日常管理、定期点検、修理対応は外部業者に委託し適切に管理している。また施設管理等に関わる法的要請事項にも適切に応じている。利便性の向上については、車椅子が使用できるように一部ではあるが教室の改造を行うとともに、スロープ、ユニバーサルトイレの設置を行っている。その他、外灯の増設、学生食堂内照明の改良なども、学生からの要望に応じて行っている。キャンパス全体の主たる施設・設備の状況を個々に示すと、図 2-5-①-1、表 2-5-①-1 のとおりである。(ア)校地・校舎 本学の校地面積は 120,509 m²、校舎面積は 20,607 m²である。この中には、隣接する四日市看護医療大学との共用施設として、第 1 グラウンド 24,000 m²、体育館・武道館 2,576.5 m²、クラブハウス A 館・B 館 690 m²、食堂 1,126.6 m²が含まれている。校地内には校舎以外に、第 1 グラウンド（サッカー場、アメリカンフットボール場）、第 2 グラウンド（硬式野球場）、体育館・武道館（柔道場、剣道場）、クラブハウス A 館・B 館、第 1 テニスコート（4 面）、第 2 テニスコート（3 面）、駐車場、駐輪場、散策路、及びバス停留所等がキャンパスに配置している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア)運動場・体育施設

第 1 グラウンド（24,000 m²）は、主にサッカー部とアメリカンフットボール部が使用しているが、天然芝である同グラウンドは、四日市看護医療大学との共用施設の 1 つでもあるため、同看護医療大学の学生も使用することができる。第 2 グラウンド（約 13,827 m²）は、主に硬式野球部が使用している。また、体育館及び武道館の南側には、硬式テニス部が使用する第 1 テニスコート（全天候型テニスコート 2 面とグリーンサンドテニスコートが 2 面）があり、学生駐車場に隣接した場所には、第 2 テニスコート（3 面）が設置されており、主にソフトテニス部の学生が使用している。これらすべての練習場は、照明設備が整っており、夜間でも練習が可能となっている。

ドーム式屋根の体育館には、メインアリーナ、トレーニングルームを配し、隣接して建てられた武道館には柔道場や剣道場、1 階には、本格的な和室（茶室）や多目的の会議室（教室）がある。メインアリーナは、バスケットボールコートが同時に 2 面とれる広さである。同様に体育館及び武道館についても、四日市看護医療大学と共用施設となっている。

(イ)情報センター（図書館）

情報センター（図書館）は、平成 7（1995）年に建設され、平成 12（2000）年に書庫部分を二層に改装し、延床面積は 2,006 m²を有している。収蔵資料は、図書 157,000 冊、

定期刊行物 900 種、視聴覚資料は約 4,100 タイトルである。また、記事検索データベースとして「日経テレコン 21」を導入し学生がレポートや卒業論文の作成のために利用している。令和 2（2020）年度の活動概況については、年間開館日数は 205 日、入館者数は 12,975 人、図書貸出冊数は 1,081 冊であった。前学期がコロナ禍でオンライン授業が中心であったため、入館者、貸出冊数ともに前年度を大きく下回っている。館内資料については、専門書は専任教員、一般書は専任職員が系統的かつ網羅的な選書を行っている。また、有意義な学生生活を支援するために、豊かな人間性や幅広く深い教養のかん養に資する図書の充実にも努めている。なお、登録制により一般市民に本の貸し出しを行っている。また、資料のデジタル化に対応し視聴覚資料の充実も図っている。

（ウ）情報処理サービス施設

情報処理サービス施設として、コンピュータ教室、無線 LAN エリア及び、それらを集中管理するためのコンピュータセンターがある。コンピュータ教室は全部で 12 教室あり、308 台のパソコンがインターネットに常時接続されている。教室で利用できるコンピュータの OS には、Windows と MacOS をそろえ、多様な講義に対応できる実習環境となっている。無線 LAN は 2 号館と 6 号館 1 階がそのエリアとなっており、スマートフォンやタブレット等の BYOD（Bring Your Own Device：持込み情報通信機器）をインターネットに接続できるようになっている。コンピュータセンターは学内ネットワークと各種サーバ、コンピュータ教室等の教育用システム、履修管理を行う教務システムを管理運営する情報教育の中核施設となっている。学内サーバは仮想化を進めており、複数のサーバ OS を、3 台の物理サーバに集約して動作させることで、比較的低コストに高い拡張性と対障害性を備えたシステムを実現している。また、メールシステムやオンラインストレージ等は、学外のクラウドサービスを活用し、利便性の向上を図るとともに、災害リスクに対応したもののとなっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者への配慮として、本学の校舎は、各教室棟及び実習棟ともにバリアフリー化している。一部、エレベーターが未設置の教室棟があるものの、他の校舎から渡り廊下等で移動することが出来るようになっている。また、ユニバーサルトイレ等も整備されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の専門教育科目の授業の多くが学科・専攻・コース単位で行われているため、1 授業あたりの学生数は約 20 人程度と少なく、授業を行う学生数はおおむね適切であるといえる。ただし、全学共通教育科目においては、履修者数の変動により、大人数の授業を余儀なくされることがある。そのため、およそ 150 人を超えないように工夫している。例えば、過年度の履修者数等を参考に、時間割を変更、また同じ科目を前・後学期の両方で開講するなどして、履修者数を分散させるなど、受講者数を適正に配分する等の措置を行っている。特に令和 2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスを確保する座席配置で対面授業を行ったため、約 100 名以上の履修授業については、オンデマンド授業を活用している。

また、教育効果を高めるため、能力別のクラス編成も実施している（下記参照）。

- ・全学共通科目「入門演習Ⅰ・Ⅱ」、「基礎演習」（1 クラス 10～15 人程度）

- ・全学共通科目「キャリア基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（1クラス15～20人程度）
- ・全学共通科目「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」（1クラス15～20人程度）
- ・全学共通科目「日本語科目のすべて」（留学生のみ）（1クラス10～15人程度）

その他の科目に関しても各学部教務委員会、全学教務委員会にて履修者人数を確認し、授業担当教員の意向等を踏まえて、授業を行う学生数の適切な管理を実施している。

【エビデンス集】

- 【資料 2-5-1】 四日市大学施設等管理規程
- 【資料 2-5-2】 四日市大学体育館使用規則
- 【資料 2-5-3】 四日市大学課外活動共用施設規則
- 【資料 2-5-4】 四日市大学課外活動共用施設使用要領
- 【資料 2-5-5】 四日市大学情報センター規程
- 【資料 2-5-6】 四日市大学情報センター利用規程
- 【資料 2-5-7】 四日市大学コンピュータセンター利用規程
- 【資料 2-5-8】 2021 年度総合政策学部・環境情報学部履修要綱
- 【資料 2-5-9】 2021 年度各学部シラバス（講義要綱）

【自己評価】

本学の校地、校舎、設備、実習施設、図書館、コンピュータ教室等の教育環境は、十分な規模を持っており、教育環境として不足はないと判断できる。しかし、その整備及び適切な運営・管理については、設備・施設の経年劣化も進んでいることから、現状維持あるいは更新もしくは改善が、不可欠になっているなど課題は多い。情報教育環境については、定期的にハードウェア及びソフトウェアの更新を行っているため、質的にも問題はないと判断しているが、更なる災害リスクの軽減を図る仕組みが必要であると考えます。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の施設設備の維持・管理は、事務局庶務課が他の事務部署等からの要望・情報などに基づき、委託業者とともにを行っているが、開学してから 30 年を超えており、計画的に修繕や入れ替え等を行っていくなどの予算編成を具体的に立案するとともに、大地震や大規模災害などを想定した具体的な「事業継続計画」(BCP: Business continuity planning) の立案を検討している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

学生からの意見・要望の把握は、日常的には「教学課」及び「留学生支援課」が行っているが、その他にもゼミ等の授業やクラブ活動を通じ、それらに直接携わっている教職員を介してなされている。

授業に関しては、毎学期「授業改善アンケート」の名称で「授業評価」を実施しており、そのなかの自由記述欄に記述される学生の意見等を把握するほか、各教員が学生に提出させるミニツツペーパー等にかかれた意見についても、随時、教学課に報告がなされている。

ゼミ担当教員は、成長スケールの導入に伴い、毎年必ず担当学生と面談することになっており、こうした面談によって、学生の意見・要望が把握されることもある。

体育系・文化系の「クラブ」については、年に1回、すべての「クラブ」の代表者を集め、体育系、文化系等の役員を決める「クラブ代表者会議」及び「クラブリーダー研修会」を開催し、「クラブ」からの要望事項の把握に努めている。

また、代表的な学生から積極的に意見を聴取するため、毎年度、成績優秀な者である特待生を集め、学長が自ら学生の意見を聴く特待生座談会を開催しているほか、全学の学生が参加する組織である「学友会」の執行部と連絡をとることで、学生からの意見等の把握に努めている。

さらに、隔年で「学生生活実態調査」を実施し、学生生活全般に関わる学生の意見を収集している。

このほか、学生対象窓口を有する各部署では、適宜学生からの情報収集を心掛けており、特に学生からの不満・要望については、できる限り改善できるように努力している。

このようにして収集された学生の意見等は、必ず関係部署で検討され、意見によっては教授会で検討される。施設・設備に対する要望等には、財政的な制約もありなかなか対応しづらい点もあるが、学生の要望を踏まえながらできることから改善に取り組むことを意識している。

【エビデンス集】

【資料 2-6-1】 授業改善アンケート

【資料 2-6-2】 特待生座談会実施記録

【資料 2-6-3】 学生生活実態調査

【自己評価】

本学は学生数が少なく学生と教員の距離が近いという小規模大学であるため、学生と教職員が日常から接する機会が多い。こうしたメリットを活かし、学生の意見や要望の把握は、ある程度しっかり行えており、そうした意見に応じて授業改善なども進められてきた結果、学生の授業への満足度はある程度高いことが、授業改善アンケートの結果からはうかがえる。

ただその一方で、学生からの意見の多い、トイレの洋式化・温水洗浄便器化、廊下等の照明の改善、構内全域での Wi-Fi 環境の整備、廊下等の床の張替え、グラウンド・体育館・テニスコート等の改修など、施設・設備の充実に係る要望については、財政的な制約から

なかなか対応できていないのも実情である。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

様々なチャネルで収集された学生の意見・要望に、場当たりではない対応をしていくためには、収集した情報をしっかり集約・整理しておくことが必要となることから、そうした情報の集約・整理の仕組みを検討していく。

学生の要望に的確に対応していけるための財政的余力を確保するために、引き続き財務状況の改善に取り組んでいく。

〔基準 2 の自己評価〕

2-1 の学生の受入れに関しては、アドミッション・ポリシーを基本に入学者の受入れが明確・適切に実施されている。しかしながらその結果である実際の学生受入れ数には課題があり、定員確保に向け努力をしなければならない。2-2 の学修支援、2-3 キャリア支援、2-4 学生サービスの各項目、2-6 学生の意見・要望への対応、いわば、大学教育のソフト面については、従前からの「授業改善アンケート」や「学生生活実態調査」結果の活用のみならず、「成長スケール」の導入や特待生座談会の実施などをはじめとして適切に行われている。特に授業における学生数は、ひとつの授業あたりの学生数が約 20 人程度であり、またコロナ禍のなかで、100 人を超える授業については、オンラインの経験を積んだことから、次のカリキュラム改革に際して、それらをオンライン授業にすることによって学生の学修時間を制約なく運用することでフィールドワークの時間が確保できるような取り組みも可能ではないかと考えている。まさに、地域貢献型大学としての性格をさらに強める契機となることが期待される。しかしながら、2-5 の学修環境の設備すなわちハード面のメンテナンス部分については、経年劣化も進んでいることから、その維持・更新、あるいはバリアフリー化等最新の設備への計画的な切り替えなどを行っていかなければならない。これら、施設・設備の計画的な更新については、災害時の事業継続計画も含めて、暁学園全体の経営資源の配分問題でもあるので、第 7 次暁学園中期経営計画のなかで策定される施設改善計画での取り組みを積極的に働きかけていくこととしたい。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

ディプロマ・ポリシーは、それぞれの学部ごとに策定しており、これを「履修要綱」に明記するとともに、大学のホームページにも「情報公開」として掲載し、周知を図っている。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、それぞれの学部の「シラバス（講義要綱）」においても、個々の授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目と対応しているのかを示す「授業の位置づけ」や、「到達目標」「成績評価方法」等を明示し、学生への周知を図っている。

さらに、令和元（2019）年度に「適正な成績管理について（教員間・科目間の成績評価基準の平準化について）」と題して、「四日市大学成績評価基準ガイドライン」を策定し、同年12月のFD研修から全教員に周知し、基準に基づく厳格な単位認定を推進している。

本学は、進級制度を設けていないため、4年次までは形式的には進級できるが、4年次においても原則として各学期上限24単位までという履修制限(キャップ)を設けているため、4年次に無制限に単位を取得して卒業に滑り込むといったことは不可能である。

卒業の認定は、卒業見込判定と卒業判定の2段階で、それぞれ学部の教学委員会で一次審査をした後に学部教授会で最終判定するという厳正な審査によって行っている。

【エビデンス集】

【資料 3-1-1】 履修要綱

【資料 3-1-2】 シラバス（講義要綱）

【資料 3-1-3】 2019 年度第 2 回 FD 研修 資料

【自己評価】

「シラバス（講義要綱）」に、それぞれの科目ごとのディプロマ・ポリシーとの関係を示すようになったことや、「四日市大学成績評価基準ガイドライン」の策定などにより、単位認定などは、ディプロマ・ポリシーを踏まえて厳正に行われるようになってきた。しかしながら、令和 2（2020）年度以降、いわゆるコロナ禍のもとで、一部の科目では、オンライン授業の導入や、期末試験が予定していた形で実施できないなどの影響も出ており、必ずしも単位の厳格な認定が出来ていない科目もあるように見受けられる。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度から導入予定の新カリキュラムの検討に当たっては、当初、2 年次から 3 年次の進級に一定の単位数の制約を設けるなどの進級制度の導入についても検討を行った。検討の結果、進級制度という形式の導入は見送られたが、履修指導の徹底という実質を追求していくこととなった。

また、ニューノーマルともいわれるオンライン授業における単位認定のあり方など、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定についても、基準に基づいてより厳正に行っていくよう検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

カリキュラム・ポリシーも、それぞれの学部ごとに策定している。これは「履修要綱」、大学のホームページ、「情報公開」においても、ディプロマ・ポリシーと並べて掲載することで、一貫性があることも含めて周知している。

いずれの学部においても、カリキュラム・ポリシーのもとで、「全学共通教育科目」50 単位以上、「学部専門教育科目」62 単位以上を含む、合計で130 単位以上の単位の修得を卒業要件とする教育課程が編成されている。

学士力を身につける前提としての全学共通教育科目は、ベースとなる「基礎科目」、社会人として必要とされる基礎的知識を修得する「語学科目」や「情報科目」、幅広く一般教養を身につけるための「一般教養科目」、地域との関わりから社会人としての感覚を修得する「地域科目」、キャリアを形成するために必要とされる能力を身につける「キャリア科目」、自分の能力を生かした一つのスキルを極めることが可能な「スキル科目」を配置しており、原則として学生は1年次から2年次にかけて、こうした科目を履修することになる。

これと並行して、1 年次から、学部には設けられている各分野の学びの基本となる概論的な「学部基礎科目」や、1 年後学期からの「分野必修科目」を学び、2 年次以降の、それぞれの学ぶ目的に即した専門的な学修につなげている。

こうした学びを支えるために、1 年次から少人数による演習（ゼミ）を設けて担当教員によるきめの細かい指導を行うという工夫をしており、初年次教育でもある1 年次の「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」から、2 年次以降の専門的な学修を支える「基礎演習a」「基礎演習b」「専門演習a」「専門演習b」「専門演習c」「専門演習d」へと、無理なく支援・指導し

ていけるような体系的なカリキュラムを編成している。

教養教育に当たる全学共通教育科目は、「基礎科目」、「語学科目」、「情報科目」、「一般教養科目」、「地域科目」、「キャリア科目」、「スキル科目」、「特別科目」から成っている。以下、それぞれの科目の位置づけを示しておく。

「基礎科目」は、本学の建学の精神を学ぶとともに、大学生として身に付けておかなければならない基本的な学修・研究方法の習得をめざす科目である。

「語学科目」では英語を中心とした外国語を、「情報科目」では情報社会に必須の知識を、「一般教養科目」では社会科学、人文科学、自然科学の3分野を、それぞれ幅広く学び、学部ごとに設置された専門教育課程に向けた学修（教養）を積み上げていく。

「地域科目」では、地域を志向した学修を通じて地域社会に貢献する人材を目指している。

「キャリア科目」では、学士にふさわしい職業観の育成を図ることで人生を通じて通用する学士号を持つ職業人としての資質の獲得を目指し、「スキル科目」では、いずれかのユニットを選ぶことによって、希望する進路に応じた、卒業までにあらかじめ身に付けておきたい即戦力となるスキルを修得していく。

「特別科目」ではボランティア、インターンシップや海外研修などの体験学習を通じて見聞を広める科目である。

このうち「地域科目」と「スキル科目」は平成29（2017）年度からスタートしたカリキュラムにおいて初めて導入されたものである。COC事業において地域からの大学に対するニーズを汲み取る中で開発されてきた科目群であり、地域貢献型の大学として、「地域を志向した学修を通じて地域社会に貢献する人材になる」（総合政策学部）、「地域の持続的発展のために貢献できる」（環境情報学部）というそれぞれの学部のディプロマ・ポリシーにもつながるものである。即戦力としてのスキルを身に付け地域に貢献する人材を効果的に養成していくことを目指している。

令和2（2020）年度からのいわゆるコロナ禍にあつては、一部授業でオンラインでの開講を余儀なくされたが、学内に情報系の教員を中心とし事務職員も加わった教職協働による「遠隔授業推進ワーキンググループ」が組織され、リアルタイムでの双方向授業やオンデマンド型の授業などで使うツール・ソフトの選定や、その使い方の検討、教員への研修など、組織的に教育方法の工夫・開発が行われた結果、全学で足並みを揃えて大きな混乱なく効果的に授業が実施された。

【エビデンス集】

【資料 3-2-1】 四日市大学ホームページ（トップ＞大学案内＞情報公開）

【資料 3-2-2】 履修要綱

【資料 3-2-3】 シラバス（講義要綱）

【自己評価】

平成 29（2017）年度からスタートしたカリキュラムでは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性をもつカリキュラム・ポリシーのもと、教養教育に当たる「全学共通教育科目」から専門的な学修を求める学部の「専門教育科目」への流れが整理され、両者をつなぐ1年

次からの少人数による演習（ゼミ）の担当教員を中心に学修支援を行っていく、体系的な教育課程を整備できている。

教養教育は、社会科学、人文科学、自然科学の3分野を、それぞれ幅広く学び、専門教育課程に向けた学修を積み上げていく一般教養教育のみならず、地域貢献型大学として、「地域を志向した学修を通じて地域社会に貢献する人材になる」（総合政策学部）、「地域の持続的発展のために貢献できる」（環境情報学部）というそれぞれの学部のディプロマ・ポリシーにもつながる「地域科目」「スキル科目」といった科目群も、開発・実施されている。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響でオンライン授業が余儀なくされていた時期にあっても、教職協働の「遠隔授業推進ワーキンググループ」のもとで、組織的に教育方法の工夫・開発が行われ、全学で効果的に授業を実施することができた。

以上の点から、ディプロマ・ポリシーとの一貫性のあるカリキュラム・ポリシーの策定・周知と、これに沿った教育課程の体系的編成およびそのもとの教養教育の実施、教授方法の工夫・開発と効果的な実施はできているものと考えられる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会の変化や時代の要請などに対応して、ディプロマ・ポリシーとこれにつながるカリキュラム・ポリシーを見直していくとともに、1年次からの少人数の演習（ゼミ）の担当教員を中心に学修支援をしていく体制を活かし、より体系的な教育課程となるよう、令和5（2023）年度入学生からの適用に向けて、カリキュラムの見直しを行っていく。

また、「地域科目」「スキル科目」を導入したカリキュラムのもとで学んだ最初の学生たちが令和3（2021）年春に卒業したことから、これらの科目が十分な効果を上げているのかを検証し、地域の持続的発展に貢献できる学生をより多く輩出していけるよう、さらなる体制の整備を進めていく。

さらに、教職協働の「遠隔授業推進ワーキンググループ」のもとで教育方法の工夫・開発を組織的に行い全学で効果的に授業を実施してきた成果を活かし、一部の科目で恒常的にオンライン授業が行われるようなニューノーマルの時代に対応した教育方法の工夫・開発を組織としてさらに推し進め、実施していく予定である。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

三つのポリシーによって、何を学び、身に付けることが期待されているのかは、明確にされている。すなわち、両学部ともに、アドミッション・ポリシーでは、どのようなこと

に取り組み、どのようなことを目指し、どのような活躍をしたい人を受け入れるかを明示しており、ディプロマ・ポリシーでは、どのような能力を身につけた学生の卒業を認定し学位を授与するかが示されている。また、このディプロマ・ポリシーのもと、そこに至るまでの道として、どのような教育課程を編成していくかが、カリキュラム・ポリシーには明示されている。

平成28（2016）年度より導入した「成長スケール」が定着してきたことにより、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのかということを、点検・評価しやすくなった。成長スケールは「自己成長フィールド」「人間関係成長フィールド」「学修成長フィールド」という3つのフィールドを設定し、それぞれのフィールドにさらに3つずつの成長指標を設けている。この指標設定にあたっては、地域の企業の経営者や採用担当者、高校の教員などを対象に求める人材像についてのアンケートを実施し、得られた回答を基にしている。教員と学生との面談による評価手法を特徴としており、入学時に1回と、以後毎年度末に1回ずつの計5回の面談をゼミ担当教員が実施している。これによって、学生個々の短期的・長期的な成長に向けた課題や成長の成果を、教員と学生との間で共に点検・評価したうえで共有している。

このほか、技能の修得などを点検・評価できる指標としては、令和元（2019）年度第2回全学FD研修において、ルーブリック評価導入の提案がなされている。

また、学生の学修状況を把握するために毎年、学修時間・学修実態調査を実施しているほか、毎学期、ゼミなどを除くほぼ全ての授業科目で、授業改善アンケートを実施している。これらの結果は、ホームページで公表しており、教育内容・方法及び学修指導の改善に、フィードバックしている。

【エビデンス集】

- 【資料 3-3-1】 四日市大学ホームページ（トップ>大学案内>情報公開）
- 【資料 3-3-2】 四日市大学成長スケールに基づく報告書（2019年3月）
- 【資料 3-3-3】 四日市大学成長スケール調査票・指標データ
- 【資料 3-3-4】 四日市大学「授業時間以外の学修に関する調査」
- 【資料 3-3-5】 授業改善アンケート集計結果
- 【資料 3-3-6】 ルーブリック評価導入の提案（2019年度第2回全学FD研修資料）

【自己評価】

学生の学修成果をゼミの担当教員と学生が共に点検・評価し共有するというカルチャーは、「成長スケール」の導入・定着によって、当たり前のこととして確立されてきた。

また、この成長スケールの指標データ等を見れば、個々の学生によって違いはあるものの、傾向としては、概ね学年が上がるにつれて、それぞれの項目の指標が高くなっており、学修成果が着実に上がっていることが裏付けられる。

しかしながら、「成長スケール」で点検・評価している学修成果は、主に非認知能力であり、知識・技術などの修得が十分であるかどうかの点検・評価は、「成長スケール」に付随して行われる面談や、学業成績から行っていくしかないのが現状である。さらに、在学生の学生の資格取得については、それが単位に連動する場合を除いては、十分に把握ができ

ておらず、強化もできていない。こうしたことは、現状の「成長スケール」だけでは、三つのポリシー（特にディプロマ・ポリシー）で掲げていることの全てを点検・評価しきれないわけではないことを意味している。

これを補い技能の修得などを点検・評価できる指標として令和元（2019）年度第2回全学FD研修において提案されたルーブリック評価の導入は、翌年度からのコロナ禍のもとで、進んでいない。

また、「授業時間以外の学修に関する調査」からは、学生の学修にかかる時間が十分ではないことが窺え、ここに改善に向けての課題が有るということができる。

一方で、授業改善アンケートの集計結果からは、授業自体の在り方に対する評価は概ね高くなっており、学生の学修時間などの改善は、授業改善だけの問題ではないことがうかがえる。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の「成長スケール」は、学修成果を点検・評価する方法として確立されてきたものではあるが、必ずしも三つのポリシーを踏まえているとは言えないため、特に知識・技術などの面での学修成果をいかにして点検・評価していくか、「成長スケール」のバージョンアップや、ルーブリック評価の定着なども含め、検討していく。

また、学生の学修への動機づけや、学修時間確保のための支援などについても、検討を行い、学生の学修時間が十分ではないとの点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックしていく。

【基準3の自己評価】

教育課程については、単位認定の厳格化とともに、従前からの少人数ゼミの実施、さらには、「成長スケール」の導入、授業改善・フィードバックの導入等、教員に負担増をお願いする形ではあるが、その充実に努めていると評価できる。また、教授方法についても、コロナ禍におけるオンライン授業の導入に当たっては、教職協働による体制が作られ、非常勤講師も含めたFD研修を実施できたことは望外の収穫であった。ただ、「地域科目」や「スキル科目」を学んだ学生が令和3（2021）年に卒業したことから、これらの科目の効果を見極め、令和5（2023）年からのカリキュラム改革に向けてのより精緻な検討を進めていく必要がある。特に、3ポリシーのつながりについては、カリキュラムとディプロマの連続性は、確保されていると評価できるが、翻って、カリキュラム、ディプロマのつながりから見るアドミッション・ポリシーについては、さらなる検討を要すると考えられる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

大学の意思決定は、学長が主宰し、副学長、各学部長、法人の理事、大学の事務局長、各事務部門の次長を構成メンバーとする「大学協議会」によってなされている。大学協議会は、経営サイド、教員のトップ、職員のトップによる組織となっており、毎月定例的に開催され、学長が、大学の活動を支える中核的な存在である教員と職員に対してリーダーシップを発揮できる体制となっている。

この大学協議会のもと、カリキュラム改革などの教学マネジメントに関する最重要課題を調整する組織として、学長と副学長（教育・学生支援担当）、各学部長、教育・学生支援部次長、教学課長を構成メンバーとする「教学協議会」がある。教学協議会は、カリキュラム改革など、調整を要する重要な課題が有るときのみ不定期に開催される組織であるが、学長が、必要に応じて、他の教員や、教育・学生支援部以外の事務部門の職員などの出席を求めることができるフレキシブルな組織となっている。

日常の教学マネジメントは、全学に共通する事項や学部間の調整を要する事項に関しては、副学長（教育・学生支援担当）のもと、「教育開発推進センター」や「全学教学委員会」で審議し、教学課を中心に実施する体制となっており、各学部においては、それぞれの学部長のリーダーシップのもと、「学部教学委員会」が審議・実施する体制となっている。教育開発推進センターは、副学長（教育・学生支援担当）、各学部教務主任、教育・学生支援部次長、教学課長およびその他必要と認める者による教職協働の組織であり、また、教員からなる全学教学委員会には教育・学生支援部の次長と教学課長が、各学部の学部教学委員会には教学課の担当職員が、それぞれ出席しており、それぞれのレベルでの教学マネジメントに関しては、教員と職員との間の意見交換や意思疎通も緊密に行っている。

教学課には、課長をはじめ事務職員 3 名と、保健師（保健室担当）、技術職員（スタジオ担当）、アルバイト職員の計 6 名が配置されており、課長以外の事務職員 2 名が 1 つずつ、学部の教学マネジメントを担当している。

なお、教育・学生支援部次長も含めて、職員の多くは、現在の部署での経験が長いベテランである。

【エビデンス集】

【資料 4-1-1】 四日市大学学則

- 【資料 4-1-2】 四日市大学大学協議会規程
- 【資料 4-1-3】 四日市大学教学協議会規程
- 【資料 4-1-4】 四日市大学教育開発推進センター規程
- 【資料 4-1-5】 四日市大学全学教学委員会規程

【自己評価】

大学の意思決定や、教学マネジメントについては、それぞれを司る「大学協議会」と「教学協議会」を、それぞれ学長が主宰する体制が確立しており、学長が、大学の活動を支える中核的な存在である教員と職員に対して適切にリーダーシップを発揮できる環境は整っている。

また、「大学協議会」「教学協議会」「教育開発推進センター」「全学教学委員会」「学部教学委員会」など、検討課題等のレベルに応じて組織が構築されており、権限は適切に分散できている。しかしながら、重層的な構造となっているため、最終的にどこで誰が決め責任を負うのかという責任の所在が不明確であるとの印象は持たれるかもしれない。

職員は、経験豊富な職員を配置しており、その意味では適材適所で配置してこれを十全に機能させることが出来ている。ただし、これは一面では、職員の人数が少ないために引き継ぎ等が行い難く組織が硬直化しつつあるということの表れでもあり、それぞれの担っている役割の担当者が1名しかいないといういわゆるワンオペ状態になっており、欠勤時の対応などへの支障が懸念される状況でもある。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の規模の割に重層化し過ぎてしまっている教学マネジメント体制については、大学協議会のもとに複数の教職協働の組織であるセンターを設ける全学的な組織の見直しという方向性の中で、大学協議会における学長のリーダーシップのもとに、教育開発推進センターを位置づけ、このセンターにおいて検討・調整して適切に教学マネジメントを行っていきけるよう、組織の再構築を進めていく。

また、職員が適切に役割を担えるよう、ジョブローテーションや職員研修のほか、ワークシェアリングの導入なども、検討していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2021年度における専任教員数は、表4-2-①に示すように、総合政策学部20人（うち教

授13人)、環境情報学部17人(うち教授8人)、経済学部1人(うち教授1人)、大学全体38人(うち教授22人)となっている。学生募集の停止後4年以上が経過している経済学部を除き、各学部および全学で、大学設置基準に定める専任教員数は確保されているものの、環境情報学部では、教授が教員の半数を下回っている。

表4-2-① 教員数と配置

学部	学科	収容定員	専任教員数					大学設置基準上 必要な専任教員数
			教授	准教授	講師	助教	計	
総合政策	総合政策	550	13	7	0	0	20	14
環境情報	環境情報	290	8	7	0	2	17	12
経済	経済経営 (募集停止)	—	1	0	0	0	1	—
全体		—	—	—	—	—	—	12
合計		840	22	19	2	1	38	38

教員の採用の方針は、「専任教員選考規程」に基づき、年度ごとに「大学協議会」で検討されている。大学協議会では、学部等から提出される教員配置計画にもとづき、職位、担当授業科目、採用理由等を協議し、採用の必要性の有無等、教員採用の方針を、教育目的及び教育課程を踏まえて決定している。この大学としての方針に基づき、それぞれの学部等で「規程」に従って採用準備を行う。

教員昇任の方針は、毎年その意思のある者が学部長に「昇任申請書」等を提出し、その後の「規程」に基づいて審議等に委ねることとなっている。

教員の採用・昇任の方針は、全学的な規程として「専任教員資格基準」及び「四日市大学専任教員選考規程」に定められ、その下部規程として「環境情報学部専任教員資格審査基準細則」及び「総合政策学部専任教員資格審査基準細則」が定められている。

各学部は「規程」に従って専任教員の採用・昇任審査について「審査委員会」を設置し、その結果を「学部教授会」で審議する。「審査委員会」は、採用・昇任の検討の対象となっている教員と最も専攻分野の近い学内の教員3人をもって構成することとなっており、厳格な審査が行われている。「学部教授会」の審議結果を受け、採用・昇任の発令については、学長の申請により、理事長が承認することとしている。

教職員に対する研修については、平成26(2014)年1月に、義務研修の規程を整備した。これを受け、教員の資質・能力の向上や教育内容・方法等の改善を目指して、全学FD委員会の企画により、表4-2-②に示すような、全学的なFD研修を、毎年度2～3回程度実施している。このほか、各学部においても適宜FD活動を行っている。

表4-2-② 全学FD研修の状況

2014 年度	2015年3月4日(水)	「四日市大学の教育力」 調査報告 「FD活動についてのアンケート」 小田久洋 教学部次長
------------	--------------	--

		「成長スケール」開発に関する 齋藤信 准教授 本学における教育実践上の課題 「大規模履修授業への取組み」 高田晴美 講師 「全学共通教育科目「情報倫理（必修科目）」の現状と課題 千葉賢教授・片山清和 准教授 「全学共通教育科目『基礎英語Ⅰ・Ⅱ』授業実践事例」 山本伸 教授
2015 年度	2015年8月5日(水)	「本学学生の基礎学力向上とプレースメントテスト」 出題者による報告 国語 永井博 教授 英語 柴田啓文 准教授 数学 小川束 教授（報告書の配布）
	2016年3月2日(水)	「学生の成長を可視化するためのルーブリックの導入と活用－関西国際大学の取組み事例」基調講演 関西国際大学グローバル教育推進機構 藤木清 教授（評価センター長・学長補佐） 全体会と分科会 経済「eラーニング」片山清和 准教授 環境情報「留学生の日本語課題」 城之内忠正 教授 総合政策「スポーツ学生の受講態度、教員の対応と接し方」 神長唯 准教授
2016 年度	2016年9月14日(水)	「アクティブラーニング」講演 学校法人河合塾教育イノベーション本部教育研究部 中島 由起子氏
	2017年3月1日(水)	「アクティブラーニング（AL）実践編」 実践報告と分科会 環境情報「若手教員のアクティブラーニングへの取組み」 廣住豊一 講師 経済「留学生とアクティブラーニング」 富田与 教授 総合「スポーツ学生とアクティブラーニング」 鬼頭浩文 教授
2017 年度	2017年9月6日(水)	「学習への困難を抱える学生対応」講演 医療法人久居病院医師 棚橋 俊介 氏 <報告> 「保健室から見た、本学の現状」 森 万里 保健師 「四日大学におけるファンタジスタ資格について」 小林慶太郎 副学長
	2018年3月7日(水)	「教学改革の現況と課題」 全学共通教育科目の履修状況と課題 「履修状況と各ユニットの課題」 履修状況 小林慶太郎 副学長

		社会調査士養成ユニット 三田泰雅 准教授 公務員養成ユニット 高田晴美 准教授 おもてなし経営ユニット 岡良浩 准教授 英語力養成ユニット 山本伸 教授 メディアデザインユニット 井岡幹博 教授 数理・統計力養成ユニット 小川東 教授 「成長スケールを踏まえた教育上の課題と成果」 齋藤信 准教授
2018年度	2018年10月3日(水)	「三重創生ファンタジスタと地域志向科目」 報告と解説 (本学の状況) 小林慶太郎 副学長
	2018年12月5日(水)	「2019年度シラバス作成について」 小林慶太郎 副学長
	2019年3月6日(水)	「学生指導とハラスメント」講演 名古屋大学ハラスメント相談センター 吉村 和代 氏
2019年度	2019年9月4日(水)	「本学学生の基礎学力の現状と課題」 全体会・・・出題者による報告と問題提起 数学 小川東 環境情報学部教授 英語 山本伸 環境情報学部教授 日本語 加納光 総合政策学部教授 問題提起 三田泰雅 総合政策学部准教授 分科会・・・3分科会に分かれての討論
	2019年12月4日(水)	「2020年度四日市大学シラバス作成について」 内容：シラバス作成要領についての説明・留意点 成績評価基準ガイドライン 科目ナンバリングについて ルーブリック評価について 小林慶太郎 副学長
2020年度	2020年9月2日(水)	「授業におけるルーブリックの活用とその効果」 三重大学教養教育院准教授 下村 智子 氏 「遠隔授業の振り返り」 遠隔授業等の報告 千葉 賢 環境情報学部教授 アンケート結果を受けて 三田 泰雅 総合政策学部准教授 総括と後学期授業に向けて 小林慶太郎 副学長
	2020年12月2日(水)	「2021年度四日市大学シラバス作成について」 内容：シラバス作成要領についての説明・留意点 小林慶太郎 副学長
	2021年3月3日(水)	オンデマンド授業報告 鬼頭 浩文 総合政策学部教授 高田 晴美 総合政策学部准教授 田中 伊知郎 環境情報学部教授

		片山 清和 環境情報学部准教授 2021 年度授業公開に向けて FD としての授業公開の活用について 小林慶太郎 副学長
--	--	--

【エビデンス集】

- 【資料 4-2-1】 四日市大学学則
- 【資料 4-2-2】 四日市大学専任教員資格基準
- 【資料 4-2-3】 四日市大学専任教員選考基準

【自己評価】

教員数及び教授の割合については、環境情報学部で教授が教員の半数に達していないものの、大学設置基準上、必要な教員数は確保されている。

教員の構成は高い年齢層に偏っている。経験豊富な教員が多いという点は、運営上、また学生指導上、好ましいことともいえる。しかしながら、若手教員が少ないことは、期限付きの教員である特任教員の比率が高いことと相まって、教育への熱意や活力という点では課題となっている。

教員採用・昇任については、方針から決定まで必要な手続きが「規程」で明確に定められており、厳格に運用されている。

FD 研修は、全学 FD 委員会の企画のもと、毎年度計画的に実施されており、これにより教育内容・方法等の改善の工夫・開発が図られている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

先々を見据えてバランスの良い適切な教員配置を実現するために、長期的な教員配置計画を策定するとともに、教員採用に当たっては、その専門性のみならず、採用者の年齢なども考慮して行っていく。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施については、今後とも継続的に FD 活動に取り組むとともに、学外の研修への教職員の派遣なども、検討を進めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

職員の資質・能力向上は、学内においては各事務部署における OJT を基本に進められ、関連する学外団体で実施される研修等への参加を促してきた。

規程としては、「暁学園就業規則」の第 43 条、及び「四日市大学教職員研修規程」に定

めており、FD (Faculty Development)、及び SD (Staff Development) 等、教職員の資質・能力向上のための研修を奨励をしている。

そのような中、平成 26 (2014) 年に「三重県私立高等教育機関コンソーシアム三重」が結成され、全県の私立大・短大・高専の教職員を対象とした合同の研修会が年 1 回開催されることとなった。平成 28 (2016) 年 3 月に同会は「私学連携協議会みえ」に発展的に解消されたが、合同の研修会は「FD (教員)・SD (職員) 交流事業」として引き続き開催されている。合同研修会には、本学のほぼすべての事務職員及び教員管理職が参加している。

また、平成 28 (2016) 年 3 月からは、四日市大学及び四日市看護医療大学の合同主催で、「公的研究費の管理・監査、及び研究活動の不正行為への対応等のガイドライン対応研修」を開催しコンプライアンス研修を実施している。

本学においては、課長会で事務管理職を対象に大学の財務状況等を学ぶ財政研修会を開催。さらに事務職員全員参加の学内合同研修会をグループディスカッションを含む内容で実施している。

【エビデンス集】

【資料 4-3-1】 暁学園就業規則

【資料 4-3-2】 四日市大学教職員研修規程

【資料 4-3-3】 三重県私立大学高専協会 総会資料

【自己評価】

大学は職員に対し必要な知識の習得とともに、その能力の向上に向けた取り組みを実施している。今後も時代のニーズに合った研修を実施していく。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

教員・職員共通で大学運営・経営に関する研修を充実させる。そうした研修を充実させることで、組織力の強化につなげていく。また、コンソーシアム等の外部の研修会への参加も積極的・継続的に行うことで、職員個々の能力向上を図っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備については、専任教員に対する研究室・研究費の割り当てを、教授・准教授・講師との間ではほぼ平等に行うとともに、ネット環境、共用の実験室や電子顕微鏡室、スタジオ、農場等の設備により、物的な支援を行っている。研究に要する設備の経費については、教育を兼ねることから、担当教員からの要望を教学課にて取りまとめ、予算に計上する形で支援を行っている。また、教員の研究活動の促進を目的として四日市大学研究機構を平成 21（2009）年に設立し、科学研究費をはじめ、広く、大学外の諸機関との共同研究・委託研究の受け皿としているだけではなく、毎年、本学の教員の研究分野・実績を対外的に報告すること等により、研究資金の受け入れの下準備・マッチングも行っている。研究機構には、現在、5 研究所（関孝和数学研究所、公共政策研究所、生物學研究所、環境技術研究所、地域農業研究所）が設置され、それぞれの研究所の代表と各学部からの選出委員により、研究機構運営委員会が設置され、研究支援や倫理審査を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、上述の四日市大学研究機構が中心となって取り組んでいる。すなわち、研究倫理教育が近年社会問題として取り上げられることが多くなったことに鑑み、教員や教育・研究に関する管理的立場にある職員、研究所研究員に対してはインターネットによる研究倫理の受講を義務付けており、学生に対しても、ゼミナール担当教員を通じて、研究倫理教育を徹底している。特に、1 年生に向けては、研究倫理教育のビデオ教材を作成し、視聴を義務付けている。また、研究倫理確保の一環として各種調査の実施の際に研究倫理に則っているかどうかの個別審査も上述の研究機構運営委員会が実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

平成 31（2019）年より、個人研究費から科研費申請の有無に応じて天引きを行い、科研費の採択状況に応じて研究費に上乗せ配分を行うという傾斜配分方式を導入した。その狙いは、科研費獲得の件数増にあるが、このところ、コロナ禍による申請書事前検討の減少、科研費応募期間の変更等があり、採択件数の目立った増加には繋がっていない。また、大学として地域連携を大きな特色として標榜していることから、学内において、地域の抱える課題の解決に取り組む特定プロジェクト研究を毎年公募し、財政的な支援を行うとともに、その調査研究成果の地域還元を目的として、「地域連携フォーラム」を毎年開催している。

【エビデンス集】

【資料 4-4-1】 四日市大学研究機構規程

【資料 4-4-2】 四日市大学研究機構年報「YURO2020」

【自己評価】

大学教員にとって、研究は、教育と並んで重要な職務である。研究活動の指標となる科研費獲得件数は、残念ながら、個人研究費の傾斜配分方式を導入したにも関わらず、伸びてはいない。また、研究所を通じた委託研究も件数、金額とも漸減しており、地域貢献を標榜する本学としては望ましいとは言えない状況である。さらに、科研費にせよ、委託研

究にせよ、獲得する教員は限られており、できるだけ多くの教員が外部資金を得て研究に励むことができるような環境を整備することが重要である。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援体制の見直しとしては、現行の個人研究費の傾斜配分方式が実効性のあるものになっているかどうかの検証を行ったうえで、より効果的な手法があるかどうかの検討を進めていく。研究実績の評価は、将来的には、教員の人事評価の一項目となるであろうから、慎重に検討を進めたい。また、研究環境の整備・更新については、暁学園の中期経営計画における施設整備計画に盛り込むことを目指していきたい。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、大学運営における最高意思決定機関である「大学協議会」及び教学マネジメントに取り組む「教学協議会」がよく機能し、それらを通じて学長のリーダーシップも確保されている。

教員・職員の資質・能力向上については、FD・SD 及び学外への各種研修参加によりその能力の向上が図られている。

しかしながら、コロナ禍により、教員・職員の働き方が大きく変わりつつある。授業のみならず、様々な会議がリモートで行われるようになり、知の共有や効率的な働き方も選択できるようになっているはずである。しかしながら、大学組織そのものは、依然として個人の経験・蓄積がものをいう組織にとどまっており、組織全体として知を共有する仕組みとなっていないところに大きな問題があるといわざるを得ない。教学マネジメントや教職員の職能開発、研修も、形としては充実を見せているが、組織としての知の共有まで見通せていないのが実情である。今後、それぞれの組織の役割、ミッションを明らかにして、それぞれが PDCA を回していくことができるような体制を構築していく必要がある。

なお、教学マネジメントについては、学長のリーダーシップが発揮できる体制にはなっているものの、本学はあくまでも学校法人のなかの単校種であること、また、過去、定員割れの時期が長かったことなどから、リーダーシップを発揮する条件たる財政・人事面での裁量権が大きく制限されていることを記しておきたい。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

経営の規律と誠実性を維持するために、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し、本法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」において、法人の目的をはじめ、役員について、さらに業務に対する最終的な決定機関である「理事会」及び理事長の諮問機関である「評議員会」の設置等を定めている。「学校法人暁学園寄附行為施行規則」では、第 1 条に理事会に提出すべき議案 19 項目が、また、第 2 条には理事会に報告すべき事項 4 項目が示されている。評議員会については、第 3 条に評議員会議決事項、第 5 条に評議員会に報告すべき事項が明記されている。その他にも「学校法人暁学園組織規程」、「学校法人暁学園事務分掌規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の規律維持を図っている。経営に関する基本的事項が明確に定められており、経営の規律と誠実性の維持を保っていると判断している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人暁学園、四日市大学の目的は、それぞれ「学校法人暁学園寄附行為」第3条、「四日市大学学則」第1条に規定されており、これらの目的の実現に向け、関連法令に則った管理・運営体制を整備し、努力を続けている。学則以外にも組織・運営関係、人事関係、学術研究関係、学務関係、附属施設関係及び学生関係に分けて規程・規則等が整備されており、これらの規定に則り「大学協議会」、「教学協議会」、「全学教授会」、「学部教授会」、「入試委員会」、「キャリアサポート委員会」及び各種委員会等が設置・運営され、それぞれの課題が審議されている。

特に本学では、大学運営に関する最高意思決定機関として「大学協議会」が設置されており、これが本学における管理部門と教学部門との連携の基盤となっている。

「四日市大学学則」第58条に基づき大学の円滑な運営を図るため、設置された「大学協議会」は、「四日市大学大学協議会規程」において、大学の役職者のみならず理事長が指名する理事で構成されており、大学の使命・目的を実現するための組織体制が整備されている。また、規定に基づき適切に運営されており、使命・目的の実現へ向けての継続的努力がなされている。

そのほか、開学当初から四日市市と本学で「四日市大学運営協議会」を設置しており、

第三者のチェック機能として毎年市から大学運営等に対する指摘や指導を受けるとともに、意見交換等を行う中で、大学としての使命や目的に沿った運営について検証されている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

四日市大学の環境保全の取り組みは、平成 13（2001）年 3 月に認証され取得した国際標準化機構・環境マネジメントシステム「ISO14001」の成果を生かしながら、学長により本学独自の環境保全に関わる取り組み方針を制定し「学生便覧」にて学生等に明示している。また、省エネ、節電、節水等の奨励、学内におけるクールビズの推進、照明等交換時の LED 化、学内自動販売機の節電化などを進めている。なお、大学敷地周辺の雑木林（敷地内の植栽以外）の保全を、NPO 法人 PPK（森林保全を目的とした地元のボランティア団体）に委託し、森林の保全に努めている。

<人権への配慮>

四日市大学の人権への配慮は、本学が日本国憲法を始めとした各種法令に則り運営していることを学則等で明記しており明確である。学生に対しては「学生便覧」に「健康生活」のページを設け、健康やハラスメントの相談、基本的人権の尊重、さらに喫煙、飲酒、薬物乱用防止、各種トラブル相談窓口、アルバイトの制限事項などを掲載している。特に「基本的人権の尊重」の紹介では、人権を分かりやすく説明している。また具体的な対策として、「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。同条の 2 項で、「ハラスメントとは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等、他人の人権、名誉、身体に対する侵害行為等を指す。」と定め、広範な内容に対応している。さらに、令和 2（2020）年には「四日市大学ダイバーシティ人権推進に関するガイドライン（教職員向け）」が策定され、対応の深化が図られている。また、学生相談室では、専門のカウンセラーを配置し、学生及び教職員が相談しやすいように配慮している。

<安全・健康への配慮>

四日市大学の教職員の安全と健康については、安全衛生委員会規程等を設け、体制も整備した上で適切に機能させている。四日市大学の学生、教職員の生命財産の安全については、減災と復興支援センターを設置し、「四日市大学消防計画（防火・防災）」を設け、年に 1 度、「防災避難訓練」を実施している。また、学生に対しては「学生便覧」に「警報・地震への対応」を掲載し、緊急時の対応を明示している。なお、消火器の設置場所を各事務部門に配布している。学生・教職員の健康については、四日市大学安全衛生委員会にて、毎年、安全衛生活動計画を基準に、活動方針・目標を設定し取り組んでいる。学生、教職員のストレスチェックを含む定期健康診断の受診率の向上、及び学内巡視によって、学内の危険箇所の有無の確認なども行っている。感染症については、「学生便覧」に感染症を一覧表で示し、出席停止期間について明示している。

なお、「四日市大学危機管理規程」を設け、危機事象に対応するために「危機管理委員会」が設置される。

【自己評価】

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学園は寄附行為に則り、理事・評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持を明確に表明し、適正に経営を行っている。理事長の総理の下、学長のリーダーシップによる大学運営は適切に行われており、使命・目的の達成における経営の規律と誠実性は維持されている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人及び大学は、使命・目的の実現に向けて努力を継続的に行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全、人権、安全・健康について配慮し、危機管理の体制を整備している。また、これらが適切に機能している。

【エビデンス集】

- 【資料5-1-1】 学校法人暁学園寄附行為
- 【資料5-1-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則
- 【資料5-1-3】 学校法人暁学園組織規程
- 【資料5-1-4】 学校法人暁学園事務分掌規程
- 【資料5-1-5】 学校法人暁学園公益通報者保護規程
- 【資料5-1-6】 四日市大学学則
- 【資料5-1-7】 四日市大学大学院学則
- 【資料 5-1-8】 四日市大学大学協議会規程
- 【資料 5-1-9】 暁学園第 7 次中期経営計画
- 【資料5-1-10】 四日市大学消防計画（防火・防災共通）
- 【資料 5-1-11】 四日市大学防災マニュアル（防火・防災共通）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

四日市大学の経営の規律と誠実性は、問題なく維持されている。しかし、近年の少子化、大学間競争の激化、及び受験生の都市集中化による県外流出等、本学を取り巻く環境は、厳しさを増している。そのような中、関係法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持しながら、本学の使命・目的を実現するためには、これまでにない改善・向上方策が必要である。学校法人レベルでは、暁学園第 7 次中期経営計画において、5 つの強化プランを経営計画の具体的なビジョンとして策定しており、この具現化を目指している。

四日市大学においては、大学協議会の場で、学長のイニシアティブのもと、基本方針等を議論・検討するために、大学協議会を毎月開催することとし、機能強化を図っている。

なお、本学と四日市看護医療大学の事務部門は、月 1 回、大学間事務連絡会議を開催し、両大学の事務局長等が情報交換等を行い、諸事項を調整実施している。さらに連絡内容等の高度化を図りたい。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

理事会は、学園の最高意思決定機関として、「学校法人暁学園寄附行為」第19条に基づき設置されており、「学校法人暁学園寄附行為」に則した運営を行っている。議決事項は、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第1条に基づいた理事・評議員の選任、予算および事業計画、決算の承認、重要な規則の制定・改廃、重要な施設の設置・廃止などの重要事項に関する決議が行われ、また、寄附行為施行規則第2条に基づいた財政状況、人事報告、学生募集状況などの報告も行われている。

理事会は、「学校法人暁学園寄附行為」第9条に基づき、四日市大学学長1人、四日市看護医療大学学長1人、評議員から選任された者3人（3人以上5人以内）、学識経験者5人（5人以上8人以内）の計10人で構成されている。現在の理事会構成員には、民間企業の現役経営者も含まれており、学園運営に関する意思決定には企業経営的な視点など、戦略的な意見が取り入れられる体制となっている。

理事会は、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第6条に基づき、原則として定例会を年3回開催しているが、これとは別に、法人運営の円滑化を図ることを目的とした「常任理事会」を毎月1回開催している。「常任理事会」は、常任理事6人で構成されており、学園全体の財政改善や将来計画、各校種の課題等について協議するほか、日常的な各校種の報告とそれに関する意見交換も行っている。「常任理事会」は、理事会の協議事項を事前に検討する機能も持ち合わせており、理事会での意思決定を補佐する上で大きな役割を果たしている。

理事会の機能については明確に定まっており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整っており、適切に機能していると判断している。

【エビデンス集】

【資料5-2-1】 学校法人暁学園理事及び監事名簿

【資料5-2-2】 学校法人暁学園常任理事会名簿

【自己評価】

理事会は、使命・目的の達成に向けて、戦略的に意思決定ができる体制が整備され、的確に機能している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後についても、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制づくりを継続的に進めていく。また、「常任理事会」は、理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っているので、今後も定期的に開催し、十分な協議と意見交換に努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学園の最高意思決定機関である理事会の構成員には、「学校法人暁学園寄附行為」第9条に基づき、四日市大学学長が選任されている。評議員会においても、「学校法人暁学園寄附行為」第26条に基づき、四日市大学学長が選任されている。さらに、理事会を円滑に運営するために設置された常任理事会においても、四日市大学学長が構成員となり、理事会の協議事項の事前検討や学園全体の財政改善、将来計画などの重要事項に関して、法人側と大学側どちらかが一方的に意思決定することのないよう相互に意見を出し合い、協議できる体制としている。また、この常任理事会は毎月1回開催し、各校種の課題について意見交換や日常的な報告も行っており、頻繁な意見交換や情報共有がより一層円滑な意思決定を行う上での一助となっている。

また、大学の最高意思決定機関である大学協議会では、学長、副学長、学部長、事務局長、次長の大学役職者に理事長が指名した理事が加わっている。これは、大学における重要事項が経営的に学園全体に影響を及ぼす可能性のある事項が多いためであり、そのような重要事項について大学側が一方的に意思決定するのではなく、法人側と大学側が協議を経た上で意思決定できる体制を取っている。

さらには、事務組織の責任者で構成する課長会には事務局長、次長が参加しているので、事務組織と大学協議会の意思疎通が常に十分図られている。このように理事会、常任理事会、大学協議会、課長会が共通する構成メンバーを通して連携し、意思疎通をより円滑なものとしている。法人と大学、大学内の各部門間での意思疎通は適切に確保されており、複数部門の意思を踏まえた意思決定が可能な体制となっていると判断している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学園では、「学校法人暁学園寄附行為」第10条に基づき、2人の監事を選任し、寄附行為第18条に基づき、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。理事会へも出席して意見を述べており、学園の最高議決機関である理事会に対するチェック機能が働いている。監事は1～2ヶ月に1回の頻度で理事長と面会し、意見交換を行っている。

評議員会は、「学校法人暁学園寄附行為」第22条に基づき設置され、予算、借入金、基本財産の処分等、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第4条に基づいた重要事項について諮問している。評議員会は、寄附行為第26条に基づき、四日市大学学長1人、四日市看護医療大学学長1人、法人職員7人、卒業生7人、学識経験者15人の計31人で構成されており、学園の最高議決機関である理事会に対する重要事項のチェックだけでなく、法人

と大学が相互にチェックする場ともなっている。また、多様な意見を取り入れるという観点から、約半数の評議員を学園の外部から選任している。

また、理事会を円滑に運営するために設置されている常任理事会を毎月 1 回開催しているが、構成員には大学協議会の構成員でもある 2 名の理事が含まれていることから、その中においても法人と大学の相互チェックが図られている。

【エビデンス集】

【資料5-3-1】 学校法人暁学園寄附行為

【資料5-3-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則

【資料5-3-3】 四日市大学大学協議会規程

【自己評価】

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人と大学の意思決定は円滑に行われている。また、大学内の意思決定、コミュニケーションについても教職協働体制が構築されており良好である。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学との相互チェックの体制は適切に確保されていると判断している。理事及び監事の理事会への出席状況は良好で、役員間で十分な議論がなされている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために極めて重要な役割を果たすものであるから、理事会への出席率も常に100%を維持できるように働きかける。

評議員は、理事会の法人運営のチェック機関としての役割は大きく、出席率が常に 90%以上を維持できるように働きかけるとともに、選任についても、多様な観点を取り入れるためにも半数以上を学園外部の人材から選任されるように配慮する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63（1988）年より 5 ヶ年ごとに暁学園中期経営計画および 5 ヶ年予算を策定しており、現在は 7 期目（平成 30 年度から令和 4 年度）にあたる第 7 次暁学園中期経営計画の進行中にある。また、年度予算については、それら中期経営計画 5 ヶ年予算を基にした上で、年度進行に伴う状況の変化に対応し毎年度、再編成することとしてお

り、それを年度ごとの財務運営の基礎としている。

大学においては、平成 16（2004）年度以降、常に支出超過の状況が続いたことから、大学単体での収支均衡を図ることが急務となっていた。平成 20（2008）年度に四日市市職員など第三者を含む「暁学園財政改善委員会」を立ち上げ、それ以降は、その中で策定された改善計画も盛り込むことでより強化した中期経営計画を作り上げることに努めてきた。改善計画の柱は、支出超過の主な要因である学生確保の低迷と在籍者の 6 割を占める学費減免への対応であり、重点項目として取り組んできた。そのほか、収支均衡の実現に欠くことのできない人件費及び経費の削減計画も段階的に実行してきた。その効果が現れ始めたのは平成 29（2017）年度頃からであるが、以降、大学の収支状況は年々改善する方向に推移している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学では、学生数の減少等を要因とした学納金収入減による支出超過の状態が続いた。経済学部の入学者数の低迷によるところが大きいことから、この打開に向けて様々な施策に取り組んできたが、入学者数を回復させるまでには至らず、学内での検討を重ねた結果、平成 29（2017）年度に同学部を募集停止することとした。また同時に、同学部の募集定員を比較的学生確保が好調な総合政策学部へ振替えることによって募集体制を整えた。さらには、これまで他大学と比較すると低めの設定となっていた学納金を改定したことも後押しとなり、収入は年々増加している。

一方、支出については、これまで行ってきた人件費の圧縮、経費等削減の効果が徐々に数字に表れており、特に学部改編等による教員数減は人件費負担を大幅に軽減させている。

また、安定的な財務基盤を確立するため、学納金以外の収入増加策として外部資金の獲得も積極的に進めている。平成 26（2014）年度には、文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）に採択され、平成 30（2018）年度までの間、新たな補助金を獲得している。

科研費補助金事業については、外部資金の間接経費を運営資金とする「四日市大学研究機構」が教員の研究サポートを行っており、このことが科研費補助金の申請件数の増加に繋がっている。また、受託事業収入は、年度によって増減はあるものの、継続的に受託研究を行っている自治体等があるため、比較的安定している。

学園全体の過去 5 ヶ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収入	4,049,641	4,018,438	4,184,302	4,251,768	4,209,149
経常支出	4,336,242	4,066,134	4,175,891	4,278,267	4,220,426
基本金組入	△145,154	0	△24,870	△270,651	△18,769
事業活動収入	4,067,044	4,027,220	4,202,119	4,289,267	4,228,907
事業活動支出	4,350,888	4,102,043	4,199,753	4,294,628	4,235,595
事業活動収支差額	△283,844	△74,823	2,366	△5,361	△6,688
経常収支差額	△286,601	△47,695	8,412	△26,499	△11,277

大学単独の過去 5 カ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収入	1,053,735	1,015,698	1,105,060	1,200,501	1,112,119
経常支出	1,410,881	1,265,748	1,302,579	1,366,929	1,138,726
基本金組入	27,700	0	2,586	△4,322	47,291
事業活動収入	1,056,717	1,016,829	1,105,650	1,207,207	1,119,994
事業活動支出	1,419,179	1,275,005	1,317,349	1,371,921	1,145,400
事業活動収支差額	△362,461	△258,175	△211,698	△164,714	△25,406
経常収支差額	△357,146	△250,050	△197,520	△166,428	△26,607
中期経営計画予算 事業活動収支差額			△246,809	△195,426	△94,061
中期経営計画予算 経常収支差額			△242,610	△191,635	△91,019

外部資金獲得状況（科学研究費補助金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申請件数	8	7	11	17	13
採択件数	2	2	5	5	5
直接経費	910 千円	1,600 千円	2,700 千円	2,950 千円	2,650 千円
間接経費	210 千円	480 千円	660 千円	885 千円	795 千円

※採択件数には継続件数を含む

外部資金獲得状況（受託研究費）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受託件数	12	9	9	8	5
受託金額	6,340 千円	3,851 千円	2,955 千円	3,775 千円	2,418 千円

【エビデンス集】

- 【資料 5-4-1】 令和 3 年度 学校法人暁学園事業計画
- 【資料 5-4-2】 令和 3 年度 学校法人暁学園予算編成について
- 【資料 5-4-3】 第 7 次暁学園中期経営計画
- 【資料 5-4-4】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）
- 【資料 5-4-5】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）
- 【資料 5-4-6】 貸借対照表関係比率（法人全体）
- 【資料 5-4-7】 計算書類（平成 28 年度から令和 2 年度）
- 【資料 5-4-8】 令和 2 年度 学校法人暁学園財産目録
- 【資料 5-4-9】 令和 3 年度 学校法人暁学園予算書
- 【資料 5-4-10】 要積立額に対する金融資産の状況（平成 28 年度から令和 2 年度）

【自己評価】

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学単独での事業活動収支の黒字転換に向けては、さらに財務改善を継続していく必要があるが、過去5ヵ年の収支状況を見る限りにおいては、これまで行ってきた中期経営計画とそれを基とする年度予算に基づく本学の財務運営は適切に運用されてきたものと判断している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

以上のような様々な財務改善に向けた取り組みを実施してきたことによって、収支バランスを保つ上で特に注意すべき指標となる人件費比率は、かつて大学単独で70%台と高い数値を示していたが、令和2(2020)年度は50%台前半にまで下がっており、それに伴って過去5ヵ年の収支も飛躍的に改善する方向で推移している。その結果として学園全体の収支についても平成30年度以降は均衡状態を確保しつつある。

また、全国平均と比較して負債比率が低く、流動比率が高いことから、健全かつ情勢等の変化に柔軟に対応ができる財務体質を保持できていると判断している。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

財政基盤の強化を一つの目標に掲げてきた第7次中期経営計画も残すところ1年半となったが、これまでに実施してきた収入確保策及び支出削減策にさらに継続して取り組むことで近い将来、大学単独での収支均衡を実現させたい。また、令和5(2023)年度から始まる「第8次中期経営計画」の策定に向けては「第7次中期経営計画」の総括(点検・評価)をしっかりと行った上で、さらに盤石な財政基盤を構築するための学生確保の強化や学納金以外の収入確保(補助金獲得支援や寄附金募集事業への取り組みなど)策を計画に盛り込むほか、収入規模に合わせた適正な額を人件費や経費に設定することで、人件費比率の50%台前半を堅持すると同時に教育研究経費を下げ過ぎることなく、経常収支差額の黒字化に努めたいと考えている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校会計基準を遵守し、学校法人暁学園経理規程、同資金運用管理規程等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって問題等が生じた場合には、速やかに監査法人に相談し、内容によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらには、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。

本学が行っているこれらの会計処理のしくみについては、監査法人からも高い評価を得ている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人と監事によって行われている。監査法人の監査は、年間 10 日前後で、会計帳簿書類や証憑書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には、理事長に報告するとともに、早急な是正対応を行うこととしている。

2 名の監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 18 条の定めに基づき、業務及び財務の状況に関するヒアリングを行う形で調査を行っている。また、業務監査をより円滑に行えるよう、平成 30（2018）年 11 月からは監事を毎月 1 回開催する常任理事会の構成メンバーに加え、学園運営に関する重要事項の報告を行うほか、重要課題の意思決定にも参加させている。

【エビデンス集】

- 【資料 5-5-1】 令和 3 年度 学校法人暁学園予算編成について
- 【資料 5-5-2】 令和 2 年度 監事による監査報告書
- 【資料 5-5-3】 学校法人暁学園資産運用管理規程
- 【資料 5-5-4】 学校法人暁学園経理規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人暁学園 Web サイト公開資料「財務概要」「財務関係比率表」「学校会計と企業会計」「計算書の科目説明」
- 【資料 5-5-6】 四日市大学公的研究費取扱規程
- 【資料 5-5-7】 四日市大学「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
- 【資料 5-5-8】 四日市大学競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程
- 【資料 5-5-9】 四日市大学における公的研究費の不正防止計画
- 【資料 5-5-10】 四日市大学研究費のハンドブック

【自己評価】

以上のことから、会計処理については適正な実施の仕組みが整えられたうえに、会計監査体制についても、監査法人の監査、監事による監査の実施が計画的に行われており、適切に機能していると評価できる。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、今後も複数チェックの体制を継続し、不正処理等が発生しないよう常に細心の注意を払い適正処理に努める。

監査については、平成 31（2019）年 4 月に法人本部に内部監査室を設置し、監査体制を強化した。今後は内部監査室と監事が密に連携し、これまで以上に円滑かつ厳正な監査を実施することで監事監査の充実を図っていく。

また、平成 27（2015）年 12 月 24 日付けで通知された「学校法人における会計処理等の適正確保について」において、大学の周辺団体の会計に対する管理体制の強化が求められている。本学においても複数の周辺団体が存在するが、今後は内部監査室が中心となってこれまで以上に厳正な監査の実施を進めていく予定である。

〔基準 5 の自己評価〕

経営の規律と誠実性については、全般的にみれば、法人では理事会規程、常任理事会規程及び財政評価検討委員会規程が、また大学では大学協議会規程が制定され、それらの規程（規律）のもとに誠実に経営されている。学校教育法等の法令への遵守については、「暁学園寄附行為」をはじめとする学園及び大学の諸規程により明確に示されている。環境保全については ISO14001 との関わりにより、人権についてはハラスメント対策規程により、安全への配慮については危機管理規程、安全衛生委員会規程等により、誠実に実施されている。また教育情報及び財務情報については、第三者への閲覧及びホームページあるいは公開の委員会等を通じて広く社会に情報提供している。

理事会の機能については、「暁学園寄付行為」及び「同施行規則」に基づき、理事会及び常任理事会によって学園全体の意思決定をする体制が構築されており、よく機能している。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、法人における「理事会」・「常任理事会」及び大学における「大学協議会」において、その正式メンバーの一部が相互乗入れで構成され、そこでなされた議論が大学全体にゆきわたる仕組みになっており、法人及び大学の各種運営機関とのコミュニケーション、ガバナンス、ボトムアップ（リーダーシップとのバランス）が適切に機能している。

大学の業務執行体制の機能性及び管理体制は暁学園組織規程及び同就業規則に基づき構築されている。大学諸規則がよく機能している。

会計について、種々の外部監査及び学内会計規程に基づき、厳正に会計処理されている。

ただ、財政基盤の確立と収支の改善については、暁学園中期経営計画をもとに改善に努める一方、文部科学省や三重県・県内外の基礎自治体等からの外部資金の獲得を図り、収入面の努力をしている。しかし、財政収支が支出超過であり、それを解消し財政基盤を整えることが最優先の課題とされており、新規の設備投資、教職員のテニユアによる採用は抑制されている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

本学は、学則第 1 条 2 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため。自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う。」と規定し、自己点検評価に」関する体制を整えている。平成 5（1993）年度に「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」、「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」を制定し、自己点検・評価委員会を発足させた。自己点検・評価委員会の構成は、「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」第 2 条に、学長、副学長、事務局長、各学部長、学長が指名する委員若干名としている。大学の主要な役職者が委員として参加することで、教育及び研究組織の運営及び施設・設備等の状況について、適切な点検・評価を実施することが出来る体制を整えている。

その評価・点検の結果は「自己点検・評価報告書」として公表している。自己点検・評価の実施に関しては、学長のガバナンスの下、「（公益財団法人）日本高等教育評価機構」が公表している基準に沿って、自己点検・評価報告書を作成している。

また、教員の諸活動に関する自己点検については、年度毎に教育研究業績を報告書として作成している。これらの報告書は大学 HP にも掲載し公表している。

【エビデンス集】

【資料 6-1-1】 「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」

【資料 6-1-2】 「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」

【自己評価】

学長のガバナンスの下、自己点検・評価を実施する体制が整備されており、内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立が出来ている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のガバナンスの下、内部質保証のための組織の整備、責任体制の構築をさらに進めていく。「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」の見直しを行い、適切な点検・評価を実施することが出来る体制を充実させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、平成 5（1993）年度から、自己点検・評価の体制を整備するため、「四日市大学自己点検・評価に関する実地要項」ならびに「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」を制定した。以降、自己点検・評価委員会が中心となり、大学の教育研究の内部質保証を点検・評価するために、教育及び研究組織、運営並びに施設・設備等の状況について点検・評価を実施すると共に、その結果を「四日市大学自己点検・評価報告書」として公表している。

表 6-2-1 に示す通り、自己点検・評価報告書を平成 6（1994）年度から計 12 冊を刊行し、直近の「四日市大学自己点検・評価報告書」は、大学ホームページで公開し、大学関係者と情報共有を図っている。

表 6-2-1 自己点検・評価報告書 発行一覧

巻	年度	発行年月 (和暦)	題名
1	平成 6 年度	平成 6 年 6 月	「四日市大学の概要’ 93 自己点検・評価報告書」
2	平成 7 年度	平成 7 年 9 月	「四日市大学の概要’ 95 自己点検・評価報告書」
3	平成 9 年度	平成 10 年 3 月	「自己点検・評価報告書～’ 97 開学 10 周年・環境情報学部開設～」
4	平成 11 年度	平成 12 年 3 月	「四日市大学の現状と課題～’ 99 自己点検・評価中間報告書～」
5	平成 13 年度	平成 14 年 3 月	「四日市大学 自己点検・評価報告書～2001 総合政策学部開設～」
6	平成 14 年度	平成 15 年 4 月	「四日市大学 大学評価（加盟判定審査）点検・評価報告書」
7	平成 17 年度	平成 18 年 3 月	「四日市大学 自己点検・評価報告書」

8	平成 21 年度	平成 22 年 3 月	「四日市大学 自己点検・評価報告書」
9	平成 22 年度	平成 23 年 3 月	「四日市大学 自己評価報告書」(大学機関別認証評価結果)
10	平成 25 年度	平成 26 年 3 月	「四日市大学 自己点検・評価報告書」
11	平成 28 年度	平成 29 年 3 月	「四日市大学 自己点検・評価報告書」 未公開
12	平成 29 年度	平成 30 年 3 月	「四日市大学 自己点検評価書」(大学機関別認証評価結果)

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価にあたっては、信頼性の高いエビデンスを収集・整理・分析するために、平成 27 (2015) 年に「四日市大学 IR 推進委員会規則」を定めた。また、IR の活動の一層の充実を図るために、専門的な業務の集中と、事務的なサポート組織として、企画課を設置して、IR 業務の充実を図っている。現在、学長からの特命として、中退防止に関するデータ収集を実施、教育開発推進センターで分析、対策等を検討している。

また、教学面では、四日市大学アセスメントポリシーを策定している。これは、教育の成果を可視化し、教育改革を恒常的に実施する目的で、3 つのポリシーに即した独自の評価指標に基づき、学生の学習成果を検証するようにしている。学生入学時から卒業時までを視野に入れ、機関(大学)レベル・教育課程(学部・学科)レベル・科目(個々の授業)レベルの 3 つのレベルにおいて、多面的に行うこととし、各時点・各レベルに指標を配置し、成果を検証するものとなっている。

こうして集められた IR 情報は、大学協議会、全学教授会等で報告され、情報共有を行うとともに、将来に向けての改善計画等に役立てている。

【エビデンス集】

【資料 6-2-1】 四日市大学 IR 推進委員会規則

【資料 6-2-2】 四日市大学アセスメントポリシー

【自己評価】

大学協議会で審議された事項、報告された IR 情報等は、全教員が参加する全学教授会で情報共有され、将来に向けての改善計画等に役立てることが出来ている。ただし、IR 情報は多岐にわたり膨大な量となることから、現状では人手不足感が否めない。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育がどのように行われているか、どれだけの成果を上げているかなどをアセスメントポリシーに基づいた客観的な数値で可視化することにより、地域社会・産業界等と育成すべき人材像の共有や連携事業を推進したい。また、IR データの収集と分析し、教育

の質向上を図り、学修成果を向上する取り組みの検討に役立てる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

本学では、大学の使命・目的を達成するため、暁学園の将来構想「第7次中期経営計画（2018-2022）」に「5つの強化プラン」を策定している。強化プランに掲げた目標を達成するため、最終年度（2022年度）に向けて、各年度取り組むべき事項等を具現化するため、PDCA サイクルを利用した仕組みを確立させた。

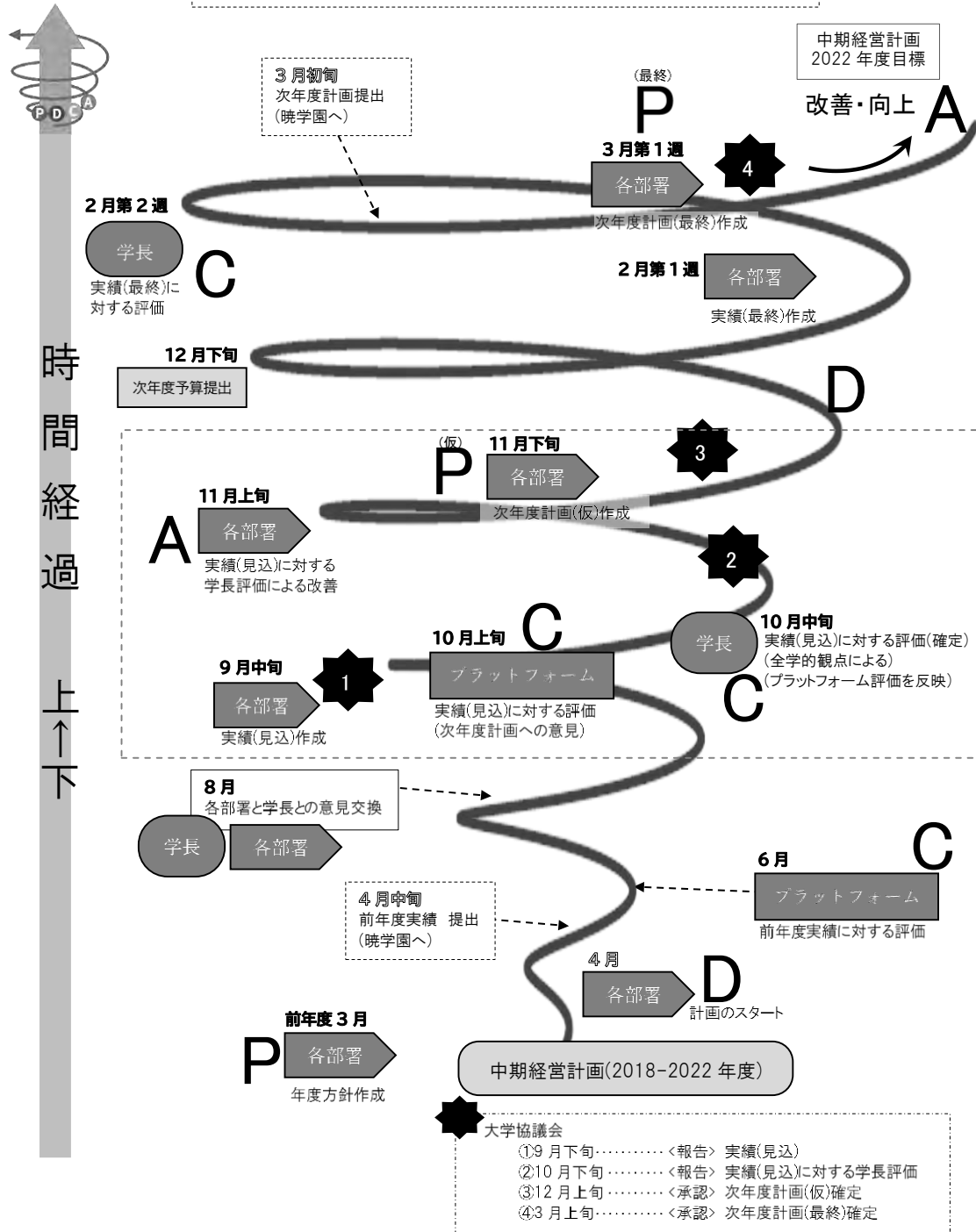
前年度の3月に次年度方針を各部署で作成（Plan）、4月に前年度実績を学園本部に提出、各部署にて年度計画をスタート（Do）、8月に学長と各部署の意見交換、9月に実績見込を作成、10月に「地域連携プラットフォーム」と学長からの実績見込に対する評価（Check）を受ける。11月に各部署にて改善策、修正を実施（Act）して、2月に実績を作成、学長に最終評価を受け（Check）、3月に各部署が次年度計画を作成（Plan）して、2022（令和4）年度目標に向けて改善・向上（Act）をしていく仕組みして、業務を継続的に改善している。

2021 年度

2021 年 3 月 4 日作成

四日市大学 中期経営計画に基づくサイクル図:PDCA

(四日市大学部分の目標について、最終年度に向けた項目整理を 2021 年度中に実施する)



【エビデンス集】

【資料 6-3-1】 暁学園「第 7 次中期経営計画（2018-2022）」

【資料 6-3-2】 四日市大学中期経営計画に基づくサイクル図（PDCA）

【自己評価】

PDCA サイクルを利用した仕組みを確立させたことにより、各部署で明確な業務目標を置くことが出来た。また、各年度に取り組むべき事項等が具現化され、自己点検・評価も容易となった。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体としての目標と、各部署・各個人の目標を連携させて業務改善、将来構想の具現化に取り組む。教員の多様な研究、教育活動や、職員の企画立案や日常業務が、大学の使命や教育目標を達成することを意識して実行され、生産性・連携を生み出すための PDCA を構築して行く。資源の戦略的・重点的な配分の企画立案を行い、教育目標実現に向けて、PDCA サイクルを効果的に活用する。

【基準 6 の自己評価】

平成 6（1994）年以来、継続的に実施してきた「自己点検・評価」の取り組みが、本学の内部質保証のポイントであり、今回で 13 回目を迎える「自己点検・評価」の積み重ねにより、内部質保証の仕組みは整っているといえることができる。特に、暁学園の「第 7 次中期経営計画」の 5 つの強化プランに基づき PDCA サイクルを確立したことが、なお一層の内部質保証の確保・向上に繋がっていると評価できる。しかしながら、この 2 年間、コロナ禍により PDCA サイクルを回す際に必須ともいえる担当者・管理職と執行部との面談を十分実施することができておらず、また、自己点検評価の結果に対するフォローが甘く、大学運営の改善へと有効につながっていない。

さらに、評価の軸を形成する際に必要な IR 等エビデンスの収集・分析については、担当課の慢性的な人手不足のため、必ずしも十分機能しているとはいえないのが現状である。

自己点検評価活動は C（Check）と A（Action）の部分においてこそ重要な機能を果たすものであることは認識しており、この面での PDCA サイクルの有効性を高めていかなければならない。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること。

A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること。

A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること。

A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること。

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること。

昭和 61（1986）年の四日市大学設置認可申請書において、本学の基本理念のひとつに「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げ、「世界を見つめ地域を考える」をスローガンに、全学的に「地域を創る人材」の育成を行ってきた。平成 25（2013）年 4 月には、社会連携を一元的に推進する窓口として社会連携センターを設置し、「本学の学術研究及び人材を通して社会との連携活動を幅広く推進することにより、地域社会の発展及び本学の研究・教育の進展に資することを目的とする」ことを定めた。これは本学の社会連携が、一方的な地域貢献ではなく、地域と連携することで本学の教育、研究を豊かにするという、双方向性を志向することを明確化したものである。

平成 26（2014）年 1 月には、学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」が出され、今後の厳しい経営環境を乗り越えるためには、本学が「地域の知の拠点としての存在感を高め、地域から欠くことのできない有用な存在として認識されること以外にはありえない」としている。これらを背景に、平成 26（2014）年には文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択され、同年から 5 年間にわたり「産業と環境の調和を目指す四日市における人材育成と大学改革」をテーマに、地域と共に諸事業に取り組んだ。この成果は、学部統合、地域連携のカリキュラム等に結実した。なお、毎年度活動報告書として「四日市大学社会連携報告書」（平成 25（2013）～令和 2（2020）年度）を作成している。

A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること。

平成 25（2013）年 4 月、これまで独立して活動していた研究機構、地域連携担当、ボランティア、コミュニティカレッジの 4 部門を統括する「社会連携センター」を設立した。平成 26（2014）年 4 月からは専任の職員を置き、同年 7 月に採択された文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」の実施に伴い、本事業専任の補助員も置いた。平成 29（2017）年 4 月からは組織体制をより強化し、社会連携の推進体制の充実に努めた。社会連携センター所管の社会連携センター運営委員会は、当初は教学部長、各学部長、事務局長等で構成していたが、全学的に社会連携が定着したことから、平成 29（2017）年度からは各学部からの推薦教員及び事務各部の次長で構成することとし、社会連携センターとともに、

より機動的に全学的な社会連携を推進していくこととした。こうした全学的取り組みにより、社会連携が全学的に浸透したと判断して、令和 2（2020）年度より、社会連携は企画課の所管とした。なお、平成 25（2013）年 11 月に、地（知）の拠点整備事業の申請に向けた協議を行うことを契機に、本学と自治体（三重県、四日市市）、企業、市民団体等が参加する四日市大学「地／知の拠点」運営協議会を設置した。これは、狭義の社会連携事業に留まらず、本学の種々の事項を地域とともに取り組むための、本学としては初めての常設の組織であり、全学的にきわめて重要な役割を果たしている。この運営協議会は、地（知）の拠点整備事業の終了に伴い、改組された。地域連携プラットフォームには、自治体、企業、市民団体、高校と個別に意見聴取・交換を行う地域連携プラットフォームの分科会が設けられている。

A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること。

地域全般との関係として、前述した四日市大学「地／知の拠点」運営協議会を年 3 回程度開催し、自治体など多様な外部機関が参加する場で、地（知）の拠点整備事業に留まらず、本学が取り組む種々の事項、例えば新カリキュラムについての意見交換等を行い、協力関係を強化していたが、地（知）の拠点整備事業の終了に伴い、改組し地域連携プラットフォームとして存続している。

三重県とは、平成 26（2016）年に、三重県と県内すべての高等教育機関が参加する「高等教育コンソーシアムみえ」を設立する協定が締結され、本学学長が副会長に就任することで、他の高等教育機関と連携しながら、重要な役割を果たしている。

四日市市とは、平成 7（1995）年に「四日市大学運営協議会」を設置し、大学からは学長他、市からは副市長他が参加し、年 2 回、大学運営についての意見交換を行っている。また、平成 15（2003）年に「地域貢献事業推進に関する協定」を締結し、本学の教育研究機関の開放を進め、地域社会に貢献することとしている。この他に、平成 20（2008）年には「災害時における四日市大学の支援協力に関する協定」が締結され、地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の安全確保を図るための協力を行うこととしている。さらに、平成 26（2014）年 10 月には「四日市公害と環境未来館」（平成 27（2015）年 3 月開館）の活用に関する連携協定を締結し、その運営を支援することとした。本協定は環境情報学部を有する地元大学として、重要な意義を有するものである。いなべ市（四日市市北部に隣接する人口 4.5 万人の自治体）とは、平成 27（2015）年 3 月に包括連携協定を締結し、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることとしている。また、愛知県立海翔高校、いなべ総合学園高校、桑名北高校とも協定を締結し、高大連携授業を実施している。

【エビデンス集】

- 【資料 A-1-1】 四日市大学設置認可申請書（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2.(2)本学における大学構想の実現）
- 【資料 A-1-2】 四日市大学社会連携センター規程第 2 条
- 【資料 A-1-3】 学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」
- 【資料 A-1-4】 四日市大学「地／知の拠点」運営協議会設置要綱・学外協議員名簿

- 【資料 A-1-5】 平成 26 年度「地（知）の拠点整備事業」選定取組
- 【資料 A-1-6】 四日市大学社会連携報告書（平成 25～30 年度）
- 【資料 A-1-7】 「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書
- 【資料 A-1-8】 四日市大学運営協議会設置要綱
- 【資料 A-1-9】 地域貢献事業推進に関する協定書
- 【資料 A-1-10】 災害時における四日市大学の支援協力に関する協定
- 【資料 A-1-11】 四日市大学と四日市市との包括連携に関する協定書
- 【資料 A-1-12】 いなべ市と四日市大学との包括連携に関する協定書
- 【資料 A-1-13】 いなべ総合学園高等学校との包括連携に関する協定書

【自己評価】

平成 25（2013）年度の社会連携センターの設置及び「地（知）の拠点整備事業」の採択によって、本学の社会連携は大きく前進した。地域連携を本学の中心に置くとする学長声明が出されたことも相まって、全学的な社会連携への認識も大幅に高まったといえる。また、社会連携センターに専任職員が置かれたことで、学外からの問い合わせにも常時迅速に対応でき、ボランティアセンター等を通じて、地域から寄せられるニーズも着実に増加した。また外部との関係においては、多様な地域の主体が参加する四日市大学「地／知の拠点」運営協議会が設置されたことも意義が大きい。このように、社会連携を協議する場を対内・対外両面に設置したことで、社会連携に関する本学のガバナンス改革に大きく寄与した。そして、「地（知）の拠点整備事業」終了後、地域連携の志向が大学の教職員・組織に浸透したと判断し、社会連携の事務は企画課に移管し、企画課職員の兼務体制とした。また、四日市大学「地／知の拠点」運営協議会は、コロナ禍のため、一堂に会することはせず、自治体、企業、市民団体、高校と個別分科会での意見聴取・交換を行っている。なお、学生による地域への情報発信を大学組織に位置付ける事業（学生情報局）も、平成 26（2014）年にスタートしたものの、いまだ試行段階に留まっている。

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の社会連携は、社会連携センターを中心に基礎固めはできてきたが、限られたマンパワーで効果的に機能させるためには、全学的な組織改革による効率的な職員配置が不可欠である。これまで不十分だった経済界や市民活動団体等と大学との公式な関係構築も始まり、いったん兼務体制とした職員配置は、専任職員の配置の検討をする必要がある。

また、「学生情報局」については、入試広報課の所管とし、県の新規補助事業を得て、再スタートし、新しい地域とのチャンネルになることが期待される。

A-2. 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること。

A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること。

A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること。

A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること。

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

平成 26（2014）年からスタートし、平成 30（2018）年度を最終年度とした「地（知）の拠点整備事業」では、地域を学生の学びの場とすることが明確にされた。本学では「教育」「研究」「社会貢献」の 3 つの観点から、地域と連携して取り組んだ。事業終了後、全学的な取り組みとして浸透したと判断したことから、地域連携の窓口を企画課とし、学部、研究機構等それぞれのセクションで取り組みがなされている。

A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること。

地（知）の拠点整備事業で「地域の課題」としてあげた「産業振興」「環境」「人材育成」にこたえるものとして、平成 26（2014）年度は 18 科目を地域と結びつけた「地域志向科目」と位置付けた。平成 28（2016）年度は 20 科目、平成 29（2017）年度からは抜本的なカリキュラム改革に伴い、33 科目と大幅に増加させ、三重県あるいは四日市市との連携をより密にした内容とした。平成 28（2016）年度のアンケートによると、これらの科目を受講した学生のうち、「地域の現状を把握するとともに、地域の課題解決に役立つ知識・理解・能力が深まった」と回答した学生は 83.6%にのぼり、「地域志向科目」が成果をあげていることが分かった。平成 26（2014）年度から、ゼミ活動等において、地域課題を地域の主体と協働して継続的に取り組む「協創ラボ」という仕組みをスタートさせた。令和 5（2023）年に予定しているカリキュラム改革においては、地域志向科目の全学的な浸透から、それらを「地域志向科目」としてひとくくりにすることなく、これまで 12（実数）件の協創ラボを母体としたゼミ活動を地域志向とすることによってさらに地域と連携した教育を推進する予定である。

平成 25（2013）年度からボランティアセンターをスタートさせたが、平成 27（2015）年度には、原則として全学生をボランティア登録する体制を確立し、地域で活動する学生数が年々増加している。平成 28（2016）年度に実施した調査からは、ボランティアに参加した学生の地域志向に大きな影響を与えていることが明らかになった。しかしながら、コロナ禍により、現在、ボランティア活動への参加は中断を余儀なくされている。

平成 26（2014）年度から、地域での学びを地域に報告することを目的に「わかもの学会」という仕組みをスタートさせた。まず学部ごとの予選に学生が参加し、そこで選ばれた学生が、一般公開の「わかもの学会」にて発表する形式である。「わかもの学会」は、四日市大学学会に移管され、「わかもの学会大会」として続けられている。なお、高校生の参加については、平成 28（2016）年度、産官学による「夏のエコフェア」において、環境問題に取り組む高校生の発表の場として「高校生サミット」を別途行い、現在は、「冬のエコフェア」として「わかもの学会」の別バージョンとしての機能を果たしている。

A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること。

平成 21（2009）年に「四日市大学研究機構」を設置し、文部科学省科学研究費による

研究や自治体等の受託研究などに対応してきた。現在研究機構傘下には、「関孝和数学研究所」「公共政策研究所」「生物学研究所」「環境技術研究所」「地域農業研究所」の5つの研究所が設立されており、地域を対象とした研究や研修を行っている。なお、研究機構は平成29（2017）年度から、本学の研究支援組織と位置付けられ、今後地域と連携した研究推進に一層貢献できることとなった。「地（知）の拠点整備事業」の一環として、平成26（2014）年度から、「1人1プロジェクト」を活用した公募型地域志向研究の推進を図ってきたが、平成28（2016）年度からは、本学の研究事業として「特定プロジェクト研究（「産業支援」「環境」「人材育成」をテーマ）」に取り組むこととなった。学部を超え、教職協働で取り組む新しい試みであり、地域と連携しながら約2年の研究期間を設定し財政的な支援を行っていくものである。

A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること。

平成26（2014）年10月に締結した「四日市公害と環境未来館の活用に関する連携協定」に基づき、四日市公害を専門に研究する教員を同館との連絡窓口とし、組織的に連携活動に取り組んでいる。夏の子ども向けイベントにおける講座担当、同館イベントでのパネル展示などを通じ、連携を深めている。平成26（2014）年からは、地元環境系企業（東産業株式会社）との連携により、本学を会場として、主として子ども対象の夏の「環境フェア」に取り組んだ。平成28（2016）年度からは、三重県環境学習センターが加わり、産官学によるより広範な「夏のエコフェア」に移行し、現在は、「冬のエコフェア」となっている。また、平成27（2015）年度からは、学生を対象とした「わかもの学会」と対比される「大人学会」として「地域連携フォーラム」をスタートさせた。教員の研究活動の地域還元を目的としたものであり、好評を博している。このほか、外部講師を招へいた公開講座の開催、災害時の支援業務に機能を限定した学生消防団、「四日市東日本大震災支援の会」などを通じた教員・学生の災害救援活動、四日市市選挙管理委員会と連携した学生グループ「ツナガリ」による選挙啓発活動等、地域と連携したさまざまな活動が行われている。

【エビデンス集】

- | | |
|-------------|--|
| 【資料 A-2-1】 | 地（知）の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 |
| 【資料 A-2-2】 | 四日市大学地（知）の拠点整備事業報告書 |
| 【資料 A-2-3】 | 四日市大学社会連携報告書 |
| 【資料 A-2-4】 | 四日市大学令和2年度地域志向科目 |
| 【資料 A-2-5】 | 四日市大学協創ラボリスト（平成26～28年度） |
| 【資料 A-2-6】 | ボランティアセンター活動状況（平成26～令和元年度） |
| 【資料 A-2-7】 | 四日市大学生のボランティア活動のインパクト調査の結果とその分析（2017年3月） |
| 【資料 A-2-8】 | わかもの学会報告書（平成26～令和2年度） |
| 【資料 A-2-9】 | 四日市大学研究機構規程 第4条 |
| 【資料 A-2-10】 | 四日市大学と四日市市との包括連携に関する協定書 |
| 【資料 A-2-11】 | 地域連携フォーラム報告書 |

【自己評価】

地域と連携した教育、研究、社会活動は、文科省の地（知）の拠点整備事業の採択によって、飛躍的に進展した。特に「教育」においては、三重県内のすべての高等教育機関による「COC+」事業への参画及びカリキュラム改革によって、充実を図っている。また「わかもの学会大会」も年々充実してきており、地域連携を通じた学生の成長が期待できる。「研究」においても、「特定プロジェクト研究」という大きな進展があった。「産業振興」「環境」「人材育成」それぞれの分野において、ユニークな成果が期待できる。また、研究機構の新しい役割により、研究領域における社会連携の成果が期待できる。「社会活動」においても、エコフェアが産官学で取組まれるようになるなど、新しい進展がみられる。「地域連携フォーラム」も今後の発展が期待できる。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在取り組んでいる活動のほとんどが、地（知）の拠点整備事業の計画に基づくものである。従って、前年度の取組の評価を的確に行い、それに基づいて次年度の改善につなげる PDCA サイクルの実践が重要である。

A-3. 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること。

A-3-① 大学施設を地域に開放していること。

A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること。

A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること。

A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること。

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

A-3-① 大学施設を地域に開放していること。

一般教室の他、第 1 グラウンド、体育館及び武道館を、地域住民のために一般開放（有償）している。また本学の特徴である独立したスタジオは、四日市市民講座等の会場として利用している。近年、資格試験の会場や催し物の会場など地域、学外からの使用要請が増えている。新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種会場として施設を貸し出したことも特筆されるべきことであろう。また、本学と関わりのある NPO6 団体の事務所が学内に設置されていることは、本学の特色ある社会連携の取り組みである。「四日市北ロータリークラブ」の事務所も学内に置かれており、毎週火曜日に多数の経済界の方々が例会に訪れている。

A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること。

(ア) 情報センター（図書館）

情報センター（図書館）は、平成 7（1995）年に完成し、一般の方の生涯学習に寄与す

るために、平成 8（1996）年度から登録制による書籍の一般貸出を実施している。蔵書冊数は約 158,000 冊であり、図書館としては近隣地域で最も蔵書数が多いことから利用者が多い。

(イ) コミュニティカレッジ

平成 13（2001）年より開校し、絵画、音楽、パソコン、語学など、本学教員をはじめとする多彩な講師を迎え、地域住民の教養の向上に寄与してきたが、地（知）の拠点整備事業により、大学の講義全体がコミュニティカレッジとして機能するようになったことから、コミュニティカレッジの役割は十分果たしたとし、令和 2（2020）年に閉校し、科目等履修生、聴講生として学部講義にて受け入れることとした。

(ロ) 公開講座・公開授業

昭和 63（1988）年の開学以来公開講座を開講し、大学における学問研究の成果を地域住民及び社会一般に公開するため、本学の専任教員がテーマに基づき講演を行ってきた。また、三重県内のすべての高等教育機関が連携して、高度で多様な学習の機会を提供する「みえアカデミックセミナー」にも毎年参加し、2 学部交替で年度ごとに講師を担当している。学部の正規課程の授業科目を、一般に開放し公開授業とする取り組みも行っている。第一線で活躍している実践家を招いて行う、「地方環境論」（環境情報学部）、「地方議会論」（総合政策学部）（21・22 年度不開講）は、多くの市民が学生と共に聴講している。

(エ) 社会人学生の積極的な受け入れ

総合政策学部を中心に社会人を対象に長期履修制度を導入するなど、積極的な社会人学生の受け入れを図っている。また、科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れを行うほか、平成 22（2010）年度から履修証明プログラムを導入し、現在 6 講座のテーマ別プログラムを設けている。さらに、令和 2 年度からは、文部科学大臣が認定する「職業実践力育成プログラム」（BP）を開講しているが、令和 3 年度はコロナ禍のため休講を余儀なくされている。

(オ) 学校との連携による子どもの学習支援

次代を担う子どもたちのために、主に高大連携授業をはじめとする学習支援を行っている。2 学部共通の取り組みとして、暁高等学校及びいなべ総合学園高等学校での授業の実施、また生徒を招いての研究室公開を行ったほか、環境情報学部のサマースクール、高校からの依頼による出張授業などに取り組んでいる。平成 27（2015）年度に電子顕微鏡を導入してからは、小学生から高校生までを対象としたデモ実験などにも積極的に取り組んでいる。総合政策学部では、北星高校から希望する高校生を数名受け入れ、1 年次のゼミで 1 年間一緒に学ぶ取り組みを継続している。ただし、これらの取り組みの多くが、コロナ禍により、中断しているのが現状である。

A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること。

(ア) ボランティア

学生ボランティアについては、平成 26（2014）年にボランティアセンターが本格的に活動を開始して以降、地域からの要請が増加する一方である。それ以外にも、要請する側が個別の関係教員にアプローチし、教員が関係するゼミやサークルの学生が応じるケースもみられる。現在は、教学課がボランティアセンターの窓口となっている。コロナ禍では

あるが、地域からの要請も引き続きあり、学生も積極的に参加している。

(イ) 地域連携プロジェクト

一過性のものが多いボランティアとは異なり、学生が地域課題に継続的に取り組んでほしいという地域からの要請の増加に伴い、新たにその学内での対応マニュアルを作成するとともに、ボランティアと共に、2つのタイプの地域からの要請に応えるためのパンフレットを作成した。既にいくつかのニーズが寄せられており、その都度企画課で対応を検討し、学内で共有している。

(ウ) 自治体等の要請に基づく派遣

四日市市選挙管理委員会からの要請に基づき、若者の投票率向上に向けた啓発活動に学生を派遣している。また四日市市議会から議会モニターへの学生の就任要請があり、毎年数名の学生を派遣している。外国人留学生在が地域団体からの要請に基づき、母国の文化、社会制度等を紹介する活動もしている。

A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること。

三重県や四日市市をはじめとする近隣自治体からの各種審議会委員等の就任依頼が多く、教職員は可能な限り受諾をし、地域社会への協力関係を築いている。また、自治体が行う講演会での講師やコーディネーター等についても積極的に参加・協力している。

【エビデンス集】

- 【資料 A-3-1】 四日市大学施設等管理規程 第3条
- 【資料 A-3-2】 四日市大学社会連携報告書
- 【資料 A-3-3】 地（知）の拠点整備事業自己点検・評価報告書 外部評価報告書
- 【資料 A-3-4】 四日市大学地（知）の拠点整備事業報告書（平成26年度版）
- 【資料 A-3-5】 ボランティアセンター活動状況（平成26～令和元年度）
- 【資料 A-3-6】 2020年度社会人入学試験要項
- 【資料 A-3-7】 2020年度科目等履修生、聴講生、研究生募集要項
- 【資料 A-3-8】 履修証明プログラム受講生応募要項、履修証明プログラム一覧
- 【資料 A-3-9】 「職業実践力育成プログラム」（BP）応募要項
- 【資料 A-3-10】 地域連携プロジェクト・ボランティア対応パンフレット
- 【資料 A-3-11】 2019年度留学生地域交流実施一覧

【自己評価】

地域に対して、さまざまなサービスを提供していることは高く評価できる。地域から寄せられる大学への多様なニーズをタイプ別に整理して、地域に広報するパンフレットの作成、寄せられたニーズを学内で対応するためのマニュアル作りも行っている。これらを通じて、本学は地域の知の拠点として、ある程度認知されてきている。しかし、公開講座等、大学の取り組みに最も敏感に反応するのは、地域住民の一部である。従って、今後は講座内容や広報に変化を持たせるなど、新しい試みに戦略的にチャレンジし、参加者層の拡大に取り組む必要がある。なお、履修証明プログラムなど社会人の生涯学習に貢献できる取り組みが多数あるが、その広報は十分ではない。特に、コロナ禍により、取り組みが停滞し

ているのが現状である。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域と大学をつなぐ窓口を企画課に可能な限り一本化し、多様なニーズを整理して学内に流すフローチャートを活用しつつ、改善に努める。本学の正規授業をはじめとして本学が行っている生涯学習の機会を整理して情報提供する仕組みづくりにも取り組む。

〔基準 A の自己評価〕

本学は、四日市市との公私協力方式によって設置されたこともあり、大学の基本理念の第一番目に「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げており、また平成 26（2014）1 月には、学長声明で「地域の知の拠点として四日市大学の存在感を高め、地域から欠くことのできない有用な存在として認識されること以外にはありえない」とあり、社会連携に対する方針は明確である。さらにこれを一層推進するため、平成 25（2013）年には「社会連携センター」を設立し、地域との協力関係の拠点として成果を挙げてきており、学内への浸透が十分果たされたことから、担当課は企画課とした。このように、推進体制は構築されているといえよう。

地域と連携した教育・研究・社会活動については、「四日市大学研究機構」の活動及び平成 26（2014）年度からの地（知）の拠点整備事業の推進を中心にして多彩な活動に取り組み、学内に広く浸透し、成果を挙げてきている。

大学の物的・人的資源の地域への提供については、地域住民や団体への大学施設の貸し出し、地域の要請に基づいた学生ボランティア活動、及び近隣自治体の各種審議会委員等への就任等がある。

以上、社会連携に関する取り組みは地域からも喜ばれ、学内の文化にもよい影響を与えてきており、こうした動きを表す標語として令和 2 年からは「Act4U」を掲げ、さらには、令和 5（2023）年からのカリキュラム改革に結び付け、「地域を教室に、地域の人を師として、地域で学び、地域で学生を育てる」という、壮大な実験に取り組んでいるところである。これは、地方創生戦略における「わかものの地域からの流出防止」にも沿うものと考えており、本学の社会連携については大いに評価でき、基準 A を満たしていると考ええる。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	本学の学部は学則第 2 条に規定している。	1-2
第 87 条	○	本学の学部は学則第 6 条に規定している。	3-1
第 88 条	—	単位認定について、修業年限の通算に認めていないため該当しない。	3-1
第 89 条	—	卒業について、在学期間 4 年未満を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については学則第 9 条に規定し、厳格に運用している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授その他のほかの教員、事務職員については学則第 55 条、第 55 条の 2 に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については学則第 58 条の 2 及び第 58 条の 3 に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については学則第 33 条に規定している。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムの制度を有し、「四日市大学における履修証明プログラムに関する規程」に規定している。	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」により規定している。また、大学機関別認証評価評価は 7 年に 1 度受審している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページで公表している他、紀要等の学術雑誌を刊行している。	3-2
第 114 条	○	学則第 55 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし	2-1
第 132 条	—	該当なし	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則記載事項について、第 2 章で学部、学科及び収容定員について、第 3 章で修業年限、学年、学期及び休業日について、第 6 章で教育課程及び履修方法等、学習の評価について、第 7 章で休学、転学、留学及び退学等について、第 8 章で卒業及び学位、第 9 章で賞罰、第 11 章で検定料、入学金及び授業料等について、第 15 章で職員組織について、それぞれ規定している。	3-1 3-2

第 24 条	○	「学籍簿」「個人成績表」「健康診断結果」により保存および管理をしている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒の手続きについては、学則第 39 条に規定し厳格に運用している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿については管轄部署において作成し、保管管理している。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 9 条に規定している。	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	編入学については、学則第 13 条に規定している。	2-1
第 162 条	○	転入学については、学則第 13 条に規定している。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については、学則第 3 条に規定している。また、入学の時期については、学則第 8 条、卒業については、学則第 32 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	学修証明書については、「四日市大学における履修証明プログラムに関する規程」第 5 条に規定されている。	3-1
第 164 条	○	履修証明プログラムの制度を有し、「四日市大学における履修証明プログラムに関する規程」に基づき厳格に運用している。	3-1
第 165 条の 2	○	三つの方針は、それぞれ各学科の「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）」として、規定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、学則第 1 条の 2 で規定し、「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」及び「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」に規定した体制で実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページにおいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 32 条及び学則第 33 条に従い、学士を授与し「学位記」（卒	3-1

		業証書)を授与している。	
第 178 条	○	編入学については、学則第 13 条に規定している。	2-1
第 186 条	○	編入学については、学則第 13 条に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学部・学科ごとの人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については、学則第 2 条の 3 に規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は「四日市大学入学試験委員会規則」に則り、厳格に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各委員会の構成員は教員及び事務職員により構成しており、連携体制及び教職協働を実施している。	2-2
第 3 条	○	大学設置基準に則って組織されている。	1-2
第 4 条	○	大学設置基準に則って組織されている。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は大学設置基準を満たす内容で運営している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目はその内容により適切に担当教員を配置し、開講している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務経験と高度な実務能力を持つ教員は教育課程編成の責任を担うようにしている。	3-2
第 11 条	○	教員の役割を考慮して、一部授業を担当せず、研究に従事する教員を配置している。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は、他大学の専任教員を兼務しておらず、本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	本学の専任教員数は、大学設置基準が定める基準数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格については、「四日市大学学長に関する規程」第 3 条に規定している。	4-1
第 14 条	○	教授の資格については、「四日市大学専任教員資格基準」に規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格については、「四日市大学専任教員資格基準」に規定している。	3-2 4-2

第 16 条	○	講師の資格については、「四日市大学専任教員資格基準」に規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格については、「四日市大学専任教員資格基準」に規定している。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、「学則」第 2 条の 2 項に明記している。	2-1
第 19 条	○	教育課程は本学の教育目的、カリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	○	教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、全学共通教育科目と専門教育科目を有機的・補完的に適切に開設している。	3-2
第 20 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づいて、各科目の必修・選択等を定め、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	単位については学則第 17 条に、単位の計算方法については、学則第 18 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	一年間の授業期間については、学則第 19 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は学則第 4 条に規定し、必要な時間数を実施している	3-2
第 24 条	○	履修を義務付けている科目において、授業の内容によって複数クラスを設けるなど、適切な人数で実施している。	2-5
第 25 条	○	教育効果を考慮し、講義・演習・実験・実技に区分し実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容・計画については、履修要綱・シラバス（講義要綱）に明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	全学 F D 委員会を設置し、定期的に研修会、ワークショップ、公開授業などを行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、学則第 20 条に規定し、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録上限については、「四日市大学履修及び試験規則」に規定し、適切に運用している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	他の大学または短期大学における授業科目の履修等については学則第 22 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、学則第 22 条の 2 に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授	3-1

		業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については学則第 23 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 30 条の 2	○	長期にわたる教育課程の履修については、学則第 23 条の 2 に規定している。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 37 条及び「四日市大学科目等履修生規則」に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については学則第 32 条に規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整備し、学生が休息その他に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	運動場について、校舎と同一敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	本学の校舎等施設は、第 36 条の第 1 項～第 5 項までの校舎施設はすべて備えている。本学の校舎施設は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	本学の校地面積は、基準校地面積を上回る面積を備えており、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は、基準校舎面積を上回る面積を備えており、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館の資料及び図書館については基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	機械、器具等について、授業に必要なパソコン及び AV 機器等を教員数及び学生数に応じて備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	教育環境の整備については必要な経費等を確保し教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については本学の建学の精神、目的を現した明確な名称となっている。	1-1
第 41 条	○	事務組織について、学校法人暁学園組織規程第 7 条の規程に基づき、事務職員を配置し、事務組織を適切に管理・運営している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導の組織として教育・学生支援部に教学課、保健室、学生相談室、障害学生支援室、キャリアサポート課を置き、学生に必要な対応を行っている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリアサポート課（職員）とキャリアサポート委員会（教員）で構成される「キャリアサポートセンター」を運営。学生のキャリア形成支援に努めている。	2-3

第 42 条の 3	○	職員の研修の機会については、SD 研修または外部機関が開催する研修を積極的に 活用し、能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし	3-2
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし	1-2
第 58 条	—	該当なし	2-5
第 60 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位について、学則第 32 条に基づき卒業を認定された者に対し、学則第 33 条に基づき授与する。	3-1
第 10 条	○	両学部の学士の専攻分野の名称は、学則第 33 条に規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等、学位に関して必要な事項については履修要綱・シラバスに明記している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務について学校法人暁学園寄付行為第 3 条に規定し、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	利益供与の禁止については、学校法人暁学園寄附行為第 6 条で明確に規定している。。事業を行うに当たっては、私立学校法が定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備え置き及び閲覧については、学校法人暁学園寄附行為第 40 条に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員については学校法人暁学園寄附行為第 7 条に規定し、遵守している。基準 5-2 で述べた通り適切に運営している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、選任については、学校法人暁学園寄付行為第 9 条、第 10 条、任期については、第 11 条に規定し、適切に運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、学校法人暁学園寄附行為第 19 条に則り、理事会を組織し適切に開催・運営している	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、学校法人暁学園寄付行為第 14 条、第 15 条、第 18 条に規定し、適切に運営している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、学校法人暁学園寄附行為第 9 条、第 10 条にて規定し、適切に運営している。	5-2
第 39 条	○	本学園の監事は、本学の理事、評議員又は学校法人の職員をかねておらず、監事の独立性を確保し、適切に運営している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、学校法人暁学園寄附行為第 12 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、学校法人暁学園寄附行為第 24 条に規定し、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項は、学校法人暁学園寄附行為第 26 条に規定し、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等として学校法人暁学園寄附行為第 25 条に規定し、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、学校法人暁学園寄附行為第 26 条に規定し、適切に運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は、法に基づき適切に運営し、学校法人暁学園寄付行為第 22 条、第 23 条において関連の賠償責任について規定し適切に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、第三者に対して、損害賠償責任があることを理解し、適切に運用している。	5-2 5-3

第 44 条の 4	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、連帯責務者となる場合があることを理解し、適切に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は、法に基づき適切に運営し、学校法人暁学園寄付行為第 22 条、第 23 条において関連の賠償責任について規定し適切に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更については学校法人暁学園寄付行為第 48 条に規定し、適切に申請または届出している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画について、学校法人暁学園寄付行為第 37 条に規定し、毎年適切に策定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については学校法人暁学園寄付行為第 39 条に規定し、適切に実施している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については学校法人暁学園寄附行為第 40 条に規定され、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬については、学校法人暁学園寄附行為第 42 条規定し、学校法人暁学園 役員報酬規程により、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は学校法人暁学園寄附行為第 44 条に規定され、適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表について、学校法人暁学園第 41 条に規定し、適切に運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1

			3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1

第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1

第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

自己点検・評価報告書

2022年 3月 発行

編 集 四日市大学自己点検・評価委員会

発 行 四 日 市 大 学

〒512-8512 三重県四日市市萱生町 1200

TEL 059-365-6588／FAX 059-365-6630
